

令和5年3月会議

# 津幡町議会会議録

令和5年3月6日再開

令和5年3月15日散会

津幡町議会

# 令和5年津幡町議会3月会議会議録 目 次

## 第1号（3月6日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午後1時30分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議会運営委員会委員の選任	5
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任	6
1. 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙	6
1. 当選の告知	7
1. 議案等上程（議案第3号～議案第35号、承認第1号）	7
1. 議案に対する質疑	20
1. 委員会付託	20
1. 散 会（午後3時00分）	20

## 第2号（3月7日）

1. 出席議員、欠席議員	21
1. 説明のため出席した者	21
1. 職務のため出席した事務局職員	21
1. 議事日程（第2号）	22
1. 本日の会議に付した事件	22
1. 開 議（午前10時00分）	23
1. 議事日程の報告	23
1. 会議時間の延長	23
1. 諸般の報告	23
1. 町政一般質問	23
4番 八十嶋孝司議員	23
1番 小町 実議員	30
1. 休 憩（午前11時05分）	35
1. 再 開（午前11時15分）	35
10番 塩谷道子議員	35
3番 竹内竜也議員	41

1. 休 憩 (午前11時58分) .....	44
1. 再 開 (午後 1 時00分) .....	44
3 番 竹内竜也議員 .....	44
5 番 西村 稔議員 .....	47
2 番 森川 章議員 .....	51
1. 休 憩 (午後 2 時10分) .....	57
1. 再 開 (午後 2 時20分) .....	57
13番 道下政博議員 .....	57
9 番 酒井義光議員 .....	63
1. 散 会 (午後 3 時16分) .....	68
第 3 号 (3 月15日)	
1. 出席議員、欠席議員 .....	69
1. 説明のため出席した者 .....	69
1. 職務のため出席した事務局職員 .....	69
1. 議事日程 (第 3 号) .....	70
1. 議事日程 (第 3 号の 2) .....	70
1. 本日の会議に付した事件 .....	70
1. 開 議 (午後 1 時30分) .....	71
1. 議事日程の報告 .....	71
1. 会議時間の延長 .....	71
1. 諸般の報告 .....	71
1. 議案等上程 (議案第 3 号～議案第35号、承認第 1 号、請願第 1 号、陳情第 1 号、 請願第 7 号 (継続) ) .....	71
1. 委員長報告 .....	71
1. 委員長報告に対する質疑 .....	73
1. 討 論 .....	74
1. 採 決 .....	77
1. 休 憩 (午後 2 時06分) .....	79
1. 再 開 (午後 2 時07分) .....	79
1. 議会議案上程 (議会議案第 1 号) .....	79
1. 提案理由・質疑・討論の省略 .....	79
1. 採 決 .....	79
1. 閉議・散会 (午後 2 時10分) .....	80
1. 署名議員 .....	81

# 令和5年3月6日（月）

## ○出席議員（15名）

議長	森山時夫	副議長	八十嶋孝司
1番	小町実	2番	森川章
3番	竹内竜也	5番	西村稔
6番	荒井克	8番	角井外喜雄
9番	酒井義光	10番	塩谷道子
11番	多賀吉一	12番	向正則
13番	道下政博	14番	谷口正一
16番	河上孝夫		

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	吉田二郎	総務課長	酒井英志
企画課長	細山英明	財政課長	杉田純也
町民生活部長	中村豊	生活環境課長	中嶋徹郎
健康福祉部長	羽塚誠一	福祉課長	長陽子
産業建設部長	山崎勉	都市建設課長	本多克則
会計管理者 兼会計課長	納口達也	消防長	松本聖史
消防本部 庶務課長	中川俊介	教育長	吉田克也
教育部長	吉岡洋	教育総務課長	山崎明人
河北中央病院事務長 兼事務課長	斎藤晶史		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山本幸雄	議会事務局主幹	山本慎太郎
総務課担当課長	田中圭	監理課係長	山本匡教
財政課主事	村田哲人	企画課主事	長谷川直人

## ○議事日程（第1号）

令和5年3月6日（月）午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について

日程第4 選任第2号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について

日程第5 選挙第1号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

日程第6 議案上程（議案第3号～議案第35号、承認第1号）

（質疑・委員会付託）

議案第3号 令和5年度津幡町一般会計予算

議案第4号 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計予算

議案第5号 令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和5年度津幡町介護保険特別会計予算

議案第7号 令和5年度津幡町バス事業特別会計予算

議案第8号 令和5年度津幡町河合谷財産区特別会計予算

議案第9号 令和5年度津幡町病院事業会計予算

議案第10号 令和5年度津幡町簡易水道事業会計予算

議案第11号 令和5年度津幡町水道事業会計予算

議案第12号 令和5年度津幡町下水道事業会計予算

議案第13号 令和4年度津幡町一般会計補正予算（第11号）

議案第14号 令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和4年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 令和4年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第18号 令和4年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）

議案第19号 令和4年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第20号 津幡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 津幡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 津幡町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

議案第25号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について

議案第26号 津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について

議案第27号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第28号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について

- 議案第29号 津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第30号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第31号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第32号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第33号 筋谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第34号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第35号 町道路線の認定について
- 承認第1号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第  
10号））

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜再開・開議＞

- 森山時夫議長 ただいまから、令和 5 年津幡町議会 3 月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、15人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 森山時夫議長 本日再開の 3 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 3 月15日までの10日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 森山時夫議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。  
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

- 森山時夫議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
本 3 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において16番 河上孝夫議員、1 番 小町 実議員を指名をいたします。

＜諸般の報告＞

- 森山時夫議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。  
洲崎正昭議員におかれましては、先の 2 月 2 日に御逝去されたことにより、議員辞職されたことを御報告いたします。  
ここで、河上孝夫議員より追悼の言葉を述べたき旨の申し出がありましたので、これを許します。

16番 河上孝夫議員。

〔16番 河上孝夫議員 登壇〕

- 16番 河上孝夫議員

追悼の言葉。

このほど、お許しを得て、去る 2 月 2 日に逝去されました、故洲崎正昭議員の急逝を悼み、謹んで哀悼の意を表します。

本日、ここに令和 5 年 3 月会議再開に当たり、いま一人15番議席には、ありし日の容姿と警咳に接することもできず、議員一同惜別の情を禁じ得ないところでございます。

顧みれば、あなたは平成 3 年 4 月津幡町議会議員選挙に初当選の栄に輝かれ、以来 8 期31年10カ月の間、地区の発展や町政の推進に参画されていたのであります。

この間、津幡町議会議長、常任委員長、議会運営委員長など、長きにわたり幾多の役職を務められたとともに、常に議会のまとめ役、また若手議員のよき先輩として本町議会の中心となり、優れた手腕を発揮されたことは、皆が認めるところであり、多くの御功績は長く町民の記憶に残

ると思います。

そのあなたが昨年5月、体の不調を訴えられて入院、一時は再び議会に出席できるまで回復されていたのですが、今期限りで引退を決意、残り2カ月半余りの議員人生を全うされると思っていたところ、突然の災難により、不帰の客とされましたことは、痛惜のきわみでございます。

洲崎議員は純粹に津幡町を愛し、情熱をもって誠実に我々に接して、大変人情味のある人でした。故人をなくしたことは、議会ばかりでなく津幡町にとっても大きな損失であります。

残された私たちは、故人の意思を生かし、確かな議会運営と住みよいまちづくりのためにさらなる精進をお誓いをいたします。

本日、ここに謹んで、洲崎正昭議員の御冥福を祈り、追悼の言葉といたします。

さよなら、すーさん。

以上、終わります。

○森山時夫議長　ここで、故洲崎正昭議員の御冥福をお祈りして、謹んで1分間の黙祷を捧げたいと思います。

御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○森山時夫議長　黙祷。

〔全員黙祷〕

○森山時夫議長　ありがとうございました。

御着席願います。

次に、2月16日に開催された議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、御報告をいたします。

議会運営委員会委員長に谷口正一議員、副委員長に道下政博議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

次に、本3月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、本日までに受理した請願第1号及び陳情第1号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条及び第95条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和4年12月分及び令和5年1月分に関する例月出納検査、地方自治法第199条第9項の規定による令和4年度随時監査としての工事監査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### <議会運営委員会委員の選任>

○森山時夫議長　日程第3　議会運営委員会委員に欠員1人が生じたので、選任第1号　議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○森山時夫議長 異議なしと認めます。

よって、選任第1号は、配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

#### ＜津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任＞

○森山時夫議長 日程第4 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員に欠員1人が生じたので、選任第2号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山時夫議長 異議なしと認めます。

よって、選任第2号は、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

#### ＜河北郡市広域事務組合議会議員の選挙＞

○森山時夫議長 日程第5 選挙第1号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙を行います。

河北郡市広域事務組合議会議員に欠員1人が生じたので、河北郡市広域事務組合同規約第5条第3項の規定により、欠員1人の選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山時夫議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山時夫議長 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

河北郡市広域事務組合議会議員に道下政博議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました道下政博議員を河北郡市広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山時夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました道下政博議員が、河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました。

### <当選の告知>

○森山時夫議長 ただいま河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました道下政博議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

### <議案等上程>

○森山時夫議長 日程第6 議案上程の件を議題とし、議案第3号から議案第35号まで、及び承認第1号を一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日、ここに令和5年津幡町議会3月会議が開かれるに当たり、最初に最近の町の概況を申し上げ、その後、令和5年度の町政運営及び予算編成の基本方針並びに重点施策、そして提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、先ほど議場の全員で黙とうを捧げたところでございますが、2月2日の火災により、お亡くなりになられた洲崎正昭氏のお別れの会が、2月19日に営まれ、参列してまいりました。

当日は、私たちの心を映すかのような涙雨が降る中、大変多くの方が、故人を偲び最後のお別れを惜しんでおられました。式では、町長として、また友人代表としてお別れの言葉を述べさせていただきます。

洲崎議員は、津幡町議会議員として8期31年10カ月の永きにわたり、豊富な経験と卓越した識見をもって町政発展のために尽力され、津幡町の豊かで住みよいまちづくりに大きく貢献されました。

現在、全国の地方自治体はコロナ対策や物価高騰対策を初め、人口減少に直面するなど、さまざまな課題を抱え厳しい局面を迎えておりますが、町のさらなる発展に町民の皆さんとともに努力していくことを改めてお誓い申し上げ、洲崎正昭氏の御冥福をお祈り申し上げます。

次に、1月24日からは10年に1度と言われる強烈な寒波が日本列島を広く覆い、全国各地で記録的な大雪や低温となりました。鉄道や高速道路などで立ち往生が発生したほか、水道管の凍結、破損により漏水し、断水が発生するなど、住民生活に大きな影響を及ぼしました。

県内でも、24日午後6時6分、全市町に大雪警報が発表されました。JR北陸本線や七尾線などで列車の一部運休やおくれが生じたほか、国道や高速道路などで一部通行止めになるなど、利用者に大きな影響を及ぼしました。

また、25日は一日を通じて気温が氷点下となる真冬日になったことから、県内各地で水道管が凍結、破損し、多くの漏水が発生いたしました。特に、26日夜以降、かほく市のほか能登地方を中心に、7市町で最大約1万1,000世帯が断水となりました。

本町では、この寒波の事前対策として、25日は町営バスの全線を運休、また、町内全ての小中学校を臨時休校にするなどの措置を講じたところでございます。また、本町においても水道管の凍結、破損による漏水が多数発生し、26日には、1日の配水量が通常時の約1.4倍となりました。

このままの状態が続くと断水が危惧されたことから、27日午前8時に緊急部長会議を開催し、主に空き家など長期不在と思われる家屋を中心に職員による漏水調査や各課所管施設の点検などを実施いたしました。また、各区長へ集会所や地区の公園などの漏水の有無の確認依頼や、防災メールやLINE、広報車などによる住民への節水・漏水確認の呼びかけを行いました。その結果、断水という最悪の事態は回避することができ、改めて区長初め、町民の皆様の御協力に感謝申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

国は、本年5月8日に感染症法上の位置づけを2類相当から季節性インフルエンザ並みの5類に引き下げ、平時の社会経済活動に戻れるよう大幅な対策緩和に踏み切ることとしました。今後、医療提供体制や検査体制等、これまでの対応が段階的に見直されることとなりますが、本町といったしましても、国や県の動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

このような状況の中、県内の感染状況は、1月の新規感染者数は2万9,669人、2月は6,717人と1月上旬をピークに減少傾向となっております。また、新規感染者数の減少とともに、亡くなられた方も1月は85人と過去最多となりましたが、2月は18人と大幅に減少しております。

その一方で、インフルエンザの感染が拡大し、本町では、英田小学校の5年生でインフルエンザによる集団かぜが発生し、2月7日と8日を学級閉鎖とするなど、町内の認定こども園や小中学校でインフルエンザが流行している状況でございます。

県は2月15日、2019年1月以来、4年ぶりにインフルエンザ警報を発令いたしました。

町民の皆様におかれましては、コロナと同様、改めてマスクの着用、手洗い、換気を初めとした基本的な感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

それでは、議会1月会議以降の町政の概況につきまして御報告いたします。

1月22日、文化会館シグナスホールで、令和4年度津幡町大河ドラマ誘致推進事業の一環として、津幡町民落語会つばた寄席を開催いたしました。当日は572人のお客様が御来場される中、本町の広報特使である月亭方正さんや石川県住みます芸人の月亭方気さんを初め、津幡おきらくごの会から6人の方が落語を披露いたしました。今回のつばた寄席は、コロナ禍により3年ぶり2回目の開催となりますが、大勢のお客様に楽しく御鑑賞いただきました。今後も大河ドラマ誘致推進に向け、さまざまな取り組みを進め、さらなる機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

1月29日には、翌日の30日に3歳の誕生日を迎える3つ子の子供たちの御自宅を訪問いたしました。また、2月5日には、5日後の10日に6歳の誕生日を迎える4つ子の子供たちの御自宅も訪問させていただきました。訪問は、町多胎児家庭子育て応援事業の一環で行っているもので、3つ子のお子さんにはスニーカーを、そして4つ子のお子さんには、この春から小学1年生ということで、絵具セットや筆箱、内履きズックをそれぞれ贈らせていただきました。コロナ禍の中ではございますが、元気にすくすくと育った3つ子と4つ子の姿を見て、本町の将来を担う子供たちの健やかな成長を心から願った次第でございます。

2月1日、文化会館シグナスにおいて、3年ぶりに津幡中学校、津幡南中学校の両校合同での立志式を開催いたしました。式典では、両中学校の2年生337人が参加し、それぞれの学校の代表生徒が、立志の主張や立志の誓いを力強く行うなど、生徒たちは、それぞれが目標に向かって努力することを誓いました。

また、式典後には、昨年の第34回能登麦屋節全国大会で最優秀賞に輝くなど、素晴らしい活躍を見せてくれた七野在住で津幡中学校の卒業生でもある、西房亜美さんを講師に招き、大人になってからの夢と題した記念講演がありました。生徒たちは、西房さんの話を真剣に聞き、夢を持つことの大切さを感じとっていたようでございます。

2月4日、福祉センター大ホールにおいて、町内在住の小学生を対象に第1回津幡かるた大会を開催いたしました。競技は、4年生から6年生と1年生から3年生の2部に分けて実施いたしました。大会には全部で108人の児童が参加し、熱戦を繰り広げておりました。本大会は、津幡かるたを通じてふるさと津幡についての知識と愛着を深めることを目的に開催したものでございます。今後、第2回、第3回と回を重ねるごとに参加人数をふやし、一人でも多くの子供たちに津幡町を知り、愛着を持ってもらえるよう取り組んでまいります。

2月9日には、1月8日に兵庫県で行われた第31回全日本高等学校女子サッカー選手権大会において、優勝を果たした静岡県の藤枝順心高校で活躍されました本町出身の安藤麻耶選手に、津幡町特別功労スポーツ賞を贈呈いたしました。安藤選手は守備の要として全5試合にフル出場し、優勝に大きく貢献いたしました。現在、高校3年生でことしの春から神奈川大学に進み、サッカーを続けるということで、今後ますますのご活躍を期待するとともに、将来はなでしこジャパンを目指し、頑張っていたいただきたいと激励させていただきました。

そして、完成間近の住吉公園屋内温水プールアザレアについてでございますが、4月28日にオープニングセレモニーを挙げることにいたしました。

式典には、馳石川県知事に御臨席を賜り、ゲストとして1988年のソウルオリンピックの男子100メートル背泳ぎで、バサロ泳法により金メダルを獲得した鈴木大地氏をお招きし、盛大に開催したいと考えております。鈴木大地氏はアジア水泳連盟副会長や国際水泳連盟理事、そして初代スポーツ庁長官など数多くの要職を歴任し、現在、医学博士で順天堂大学特任教授や日本水泳連盟会長として活躍されておられます。

現在、担当課において式典の準備を進めているところで、詳細が決まり次第、議員の皆様にご案内申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、町政運営に対する私の基本的な考え方と令和5年度当初予算編成の基本方針及びその概要について述べさせていただきます。

地方を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来を見据えた持続可能な社会保障制度の確立、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取り組み、業務の効率化を図るためのデジタル化や地球温暖化防止に向けた脱炭素化の推進など、さらに厳しさとその重要性を増しております。また、大規模な自然災害への対応及び公共施設等の老朽化に伴う維持更新に係る経費の確保など、多岐にわたる諸課題への対応も求められております。

このような厳しい環境でも町民サービスの質を低下させず、町民の生活や地域経済を支援する取り組みについて、国や県の施策・方向性を的確に捉えながら、繊細かつ大胆に事業を実施していくことが必要になっております。令和5年度当初予算の編成に当たりましては、町民生活や社会経済状況、さらには財政状況についても職員一人一人がしっかり認識した上で、今後どのような対策が必要なのか知恵を出し合って効果的な取組みを進めるための予算としたところでございます。

さて、私の町政運営に対する基本的な考え方につきましては、これまでも申し上げてまいりま

したとおり、大きく2つの柱で推し進めているところでございます。

1つは、30年、50年先を見据えた「子の時代、孫の時代のためのまちづくり」、そしてもう1つが、「心豊かに今を暮らすためのまちづくり」でございます。

その基本となる第5次津幡町総合計画については、令和5年度は後期計画期間の3年目となります。定住人口や交流人口の拡大に加え、地球温暖化防止対策やデジタル化の推進など、町政を取り巻く環境が著しく変化する中、多様化・複雑化する町民ニーズを的確に捉え、各種施策の展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それでは、令和5年度当初予算案と、その概要につきまして御説明いたします。

令和5年度津幡町一般会計当初予算案は、145億4,100万円で、前年度当初予算と比べ6.6%、9億600万円の増額予算となっております。

前年度当初予算につきましては、令和4年3月に町長選挙を控えていたことから、例年のような通年型予算とせず、準通年型予算とさせていただいたところでございます。令和5年度は、本来の通年型予算としたことが増額の大きな要因の一つでございます。

なお、4期目の町長就任後の令和4年6月補正後の一般会計予算は、約144億8,000万円となり、令和5年度当初予算案と比較しますと、ほぼ同額になるものでございます。

次に、全部で5つあります特別会計では、前年度と同額の河合谷財産区特別会計を除く全ての会計で増額となり、総額では4.7% 3億124万4,000円増の67億6,722万2,000円を計上しております。

また、事業会計では、4つの会計の合計で5.8%、3億884万7,000円増となる56億4,990万5,000円を計上しております。

以上、全10会計の総額で、前年度当初予算比6.0%、15億1,609万1,000円増となる269億5,812万7,000円としております。

それでは、令和5年度一般会計当初予算の主な事業からご説明いたします。

まず、ハード事業となる普通建設事業では、津幡駅東口の整備に向けて、これまで実施設計等の準備をしておりましたが、いよいよ令和5年度より工事に着手いたします。事業費は、町道津幡駅前線道路改良事業として4億301万円、津幡駅周辺地区都市再生整備計画事業として5億301万円、合わせて9億602万円を計上しております。

また、サンライフ津幡長寿命化改修事業に2億7,100万円を計上し、外壁や電気設備、空調設備等の改修工事を行うほか、レスリングの出来る環境を整備してまいります。

そして、井上小学校のエレベーター設置及びトイレ洋式化工事等を行う小学校施設バリアフリー化整備事業費に1億6,310万円、住吉公園の広場新設工事等を行う住吉公園整備事業費に1億3,177万円、津幡運動公園の陸上競技場トラックフィールド改修工事等を行う津幡運動公園整備事業費に8,506万円などを計上しております。

さらに、高規格救急自動車を更新する消防車両整備事業費に3,666万円、I Rいしかわ鉄道設備投資補助金に2,600万円を計上するなど、緊急度の高い事業や継続事業に重点配分し、安全に安心して暮らせる環境づくりに配慮した予算としております。

一方、ソフト事業につきましては、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを更新するなど、防災・減災力の強化を図るほか、不妊・不育治療に対する助成対象の拡大や、医療用ウィッグや乳がん治療による補正具等の購入に対する助成額を拡充、帯状疱疹ワクチン接種の助成

を新たに実施するなど、町民の健康で安心な生活の支援を図ってまいります。

また、子ども医療費の窓口負担無償化や、小中学校及び認定こども園の給食費食材高騰分を助成するなど、子育て支援体制の充実も図ってまいります。

さらに、本年4月1日開館予定の福祉教育プラザに移転する教育センター及び新たに設置する教育支援センターの運営費及び施設管理費といたしまして、1,891万円、同じく4月29日にオープンする屋内温水プールアザレアに係る指定管理委託料等を含めた管理費として5,595万円を計上し、教育支援体制の充実や生涯スポーツの推進を図ってまいります。

加えて、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の拡充や、蓄電池設置及びネットゼロエネルギーハウス、いわゆるZEHに対する補助金の新設など、より一層の定住及び交流人口の拡大に向けて取り組みを進めていくほか、源平合戦ゆかりの地フォトラリーの実施など、町内外に向けて津幡町の魅力を広く発信してまいります。

これらの事業により、引き続き、元気で活気あふれるまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指してまいります。

次に、歳入につきましては、町税では、個人住民税を初めとした全ての税目で増収を見込み、全体で3.8%、1億5,711万円増となる、43億2,028万円を計上しております。これは当初予算計上額としては過去最大の規模となるものでございます。

その主な内容といたしましては、個人町民税・現年分では、増額要素として納税義務者の増等はあるものの、町民による他自治体へのふるさと納税による減収を見込み、前年度とほぼ同額の19億1,198万円を計上しております。

予算額が大きく増加した税目といたしましては、法人町民税・現年分で、町内企業の業績回復を見込み、前年度から5,693万円増の2億629万円を計上したほか、固定資産税・現年分では、宅地造成の増加や家屋の新增築等により、前年度から8,002万円増の17億2,534万円を見込んでおります。

地方交付税は、地方財政計画では1.7%増となっておりますが、本町の令和4年度の決算見込みや特殊事情などを勘案し、前年度比2.6%、9,000万円減の33億2,000万円を計上しております。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、地方財政計画や令和4年度の決算見込みを参考に、それぞれ予算計上いたしましたが、地方消費税交付金につきましては、前年度比5.3%、4,000万円増の7億9,000万円を見込んでおります。

町債につきましては、前年度比61.7%、5億6,100万円増の14億7,000万円を計上いたしましたが、冒頭にも申し上げましたとおり、前年度当初予算が準通年型予算であったことなどから大幅に増加したものでございます。

その内容といたしましては、歳出のハード事業において説明いたしました各種事業の財源となるものですが、主なものとしては、津幡駅東口関連事業に4億9,320万円の発行を予定しております。

そのほか、サンライフ津幡長寿命化改修事業に2億4,390万円、住吉公園整備事業に6,520万円、河川の緊急浚渫推進事業に4,620万円、小学校バリアフリー化整備事業に1億640万円、総合体育館改修事業に4,790万円、津幡運動公園整備事業に4,000万円などを計上しております。

また、実質的な普通地方交付税である臨時財政対策債については、8,000万円を計上し、前年度の2億円から1億2,000万円の大幅な減額といたしました。

次に、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計のいずれも給付の増が見込まれることから増額予算といたしました。

バス事業特別会計では、前年度比27.6%、3,591万円の増額となりましたが、A I オンデマンドバスシステムの導入費用として、6,489万円を計上したことが主な要因でございます。

河合谷財産区特別会計では、前年度と同額の予算を計上いたしました。

特別会計につきましては、それぞれの設置目的に基づき、各会計の事情を勘案して予算を計上しております。

次に、事業会計につきましては、病院事業会計の資本的収支を除いて、全て前年同額か増額となっております。

全ての事業会計におきまして、収益的収支の予算が増額となりましたが、これは、燃料費や原材料などの高騰により、それぞれの事業において必要となる経費の上昇が主な要因でございます。

資本的収支では、病院事業会計で電子カルテシステムなどの更新があった前年度に比べ、大きな減額となっております。

水道事業会計では、浄水場の耐震診断及び地質調査業務、下水道事業会計では、浄化センターの設備改修やマンホールの耐震化工事などにより、それぞれ建設改良費が増加し、資本的収支は増額となっております。

簡易水道事業会計では、令和5年度は建設改良や企業債の償還金など、現在のところ資本的予算の執行予定はございませんので計上しておりません。

一般会計、特別会計、事業会計それぞれの予算編成におきましては、国、県からの補助・交付金など、極力有利な財源を選択するように努めており、あわせて各種特定目的基金を有効活用することで対応いたしております。

さらに、特別会計への繰出金、事業会計への補助・負担金等に要する費用を含めた一般会計の財源不足につきましては、財政調整基金の繰り入れで財源調整を図っております。

令和4年度末の財政調整基金残高につきましては、現在のところ約16億円程度を見込んでおり、そのうち令和5年度当初予算案において、4億9,800万円の繰り入れを計上しております。これは前年度と比べて1億1,800万円増となるものでありますが、一般会計においても、事業会計と同様、物価高騰による影響が大きく、燃料費や消耗品などのほか、委託料や工事費の予算計上にも影響が及んでいる状況でございます。

しかしながら、今後の安定した財政運営のためにも、執行に際しては、さらなる財源の創出や経費節減を図り、財政調整基金の繰入額削減に努めてまいります。

それでは、令和5年度重点施策・重点事業の主なものについて、具体的に説明してまいります。最初に一般会計の総務関係施策でございます。

水防対策では、県が管理する小規模河川を対象に、浸水想定区域及び浸水深を反映させるため、既存の洪水ハザードマップを更新いたします。また、地すべりによる土砂災害警戒区域として新たに8カ所を指定したことから、土砂災害ハザードマップの更新を行い、住民へ周知するとともに、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ってまいります。

定住促進では、令和5年度からさらなる補助制度の充実を図るため、結婚新生活支援や移住支援を拡充するなど、各種補助金・交付金の支給を行い、若い世代の流出や人口減少に歯止めをかけ、定住人口の増加と地域の活性化を図ってまいります。

次に、町民生活関係施策でございます。

地球温暖化対策では、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを実現するため、住宅用太陽光発電システムの導入に加え、蓄電池の設置及びネットゼロエネルギーハウス、ZEHの建築に対する補助や公用車の電動車化など、脱炭素化に向けた取り組みの推進を図ってまいります。

次に、健康福祉関係施策でございます。

福祉教育プラザ管理では、令和5年度から福祉教育複合施設として津幡町福祉教育プラザの設置・運営を行い、地域福祉の推進と教育の充実を図るものでございます。

補正具購入費用助成事業では、令和5年度から医療用ウィッグや乳がん治療による補正具等の購入に対する助成額を拡充し、療養生活の質の向上と就労等の社会参加をさらに支援するものでございます。

感染症予防では、令和5年度から带状疱疹ワクチン接種への助成を新たに実施するとともに、インフルエンザワクチン接種助成の対象年齢等を拡充するなど、さらなる感染症予防に努めてまいります。

認定こども園等運営では、子供のための教育・保育給付により、私立園に対して保育士等の処遇改善を含む財政支援を行ってまいります。また、令和5年度から太白台保育園の統合先となる実生こども園に対して、必要な給付を行うほか、町初となる民間こども園への統合に際して、子供たちへの影響を考慮し、太白台こども園の保育士2人を派遣することとしております。また、町内こども園の5歳児を対象に屋内温水プールアザレアを活用した入水体験ができるよう助成を行ってまいります。さらに、昨年度に引き続き、副食材料費の高騰に伴う食材購入経費について助成を行うなど、子育て支援の充実を図ってまいります。

少子化対策事業では、令和5年度よりチャイルドシート購入補助金に係る購入店の要件を緩和するなど、安心して子供を産み育てることができる体制の充実を図ってまいります。

子ども医療給付では、子供に係る医療費の窓口負担無償化により、疾病の早期発見と治療を促進し、子供の健康増進と福祉向上を図るものでございます。

次に、都市建設関係施策でございます。

道路・橋梁整備に係る施策につきましては、辺地対策事業で、町道菩提寺1号線などの道路改良や舗装改修などを行ってまいります。

緊急自然災害防止対策事業では、町道坂戸河内線の道路改良や老朽化が著しい町道加賀爪18号線などの舗装修繕を行ってまいります。

地方創生道整備推進交付金では、町道津幡駅前線で津幡駅東口周辺の道路整備や町道南中条12号線などで歩道の整備や道路の拡幅などを行い、道路交通の安全確保及び利便性向上を図るものでございます。

通学路緊急対策事業では、津幡町通学路交通安全プログラムに基づく安全点検結果により、町道津幡2号線などで歩道整備を行い、通学路の安全確保を図るものでございます。

道路メンテナンス事業では、町道竹橋下中線の下中トンネルや町道橋28橋の定期点検を実施するとともに、橋梁の長寿命化を図るため、町道庄39号線中須加歩道橋などの補修工事を行ってまいります。

消雪施設整備事業では、社会資本整備総合交付金・防災安全により、町道太田舟橋線において消雪施設を整備し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を図ってまいります。



緊急浚渫推進事業では、対象となる15の準用河川のうち、令和5年度は、相窪川ほか2河川の堆積土砂除去を行い、洪水の被害防止及び適切な維持管理に努めてまいります。

都市計画施策といたしましては、I R津幡駅周辺での賑わいの創出や公共交通の充実を図ることを目的に、社会資本整備総合交付金事業の都市再生整備計画事業により、I R津幡駅に東西を結ぶ自由通路を設置し、I R津幡駅東口周辺整備を行うものでございます。こうした事業の推進により、本町の東部地区における住環境整備や企業立地などの新たなまちづくりを見据えた拠点再生・機能向上を図ってまいります。

そして、住吉公園整備事業では、屋内温水プールアザレアの完成に続き、こども広場や200メートルトラックの整備など、既存の公園施設のリニューアルを行い、令和6年春の住吉公園全体整備の完成を目指しているところでございます。

次に、産業振興関係施策でございます。

サンライフ津幡長寿命化改修事業では、建物が築35年を経過し、施設全体の老朽化が進んでいることから、外壁や照明、空調設備等の改修工事を行うほか、体育室におきまして、レスリング競技のできる環境を整えるなど、施設の長寿命化と機能や性能の向上を図り、利用者の福祉増進及びスポーツ振興の推進につなげるものでございます。

農業振興では、土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災）として、新舟橋排水機場のコンバーター等の修繕及び河北潟周辺排水機場の遠隔監視システムの設置を行い、施設の機能保持と維持管理の省力化を図るものでございます。また、農地耕作条件改善事業といたしまして、潟端第4地区や興津地区などにおいて、ポンプの更新や送水管の敷設などを行い、用水の安定供給と維持管理の省力化を図り、営農環境の改善に努めてまいります。

林業振興では、地方創生道整備推進交付金による林道整備事業として、林道高津線の法面改良工事を行うほか、森林環境整備促進事業として、森林環境譲与税を活用した森林整備や、地元産木材を利用し、笠野小学校及び英田小学校の建具の改修などを行うものでございます。

観光振興では、観光宣伝推進として、本町の特産品や観光施設をPRするとともに、令和5年度は交流人口の拡大を図るため、町内の宿泊施設を利用する一定要件を満たす学校関係等の団体に対し、助成金を交付するものです。また、大河ドラマ誘致推進事業といたしまして、俱利伽羅源平合戦ゆかりの地の地図を活用したフォトラリーを開催し、引き続き、誘致活動を推進してまいります。

次に、上下水道施策でございます。

水道事業では、御門、吉倉、七黒地内で老朽管更新事業を、加賀爪及び北中条地内で老朽設備更新事業をそれぞれ実施してまいります。

下水道事業では、太田、南中条、川尻地内の管渠築造などの拡張事業のほか、マンホール耐震化工事や浄化センター管理棟及び塩素混和棟電気設備更新工事、汚水中継ポンプ場遠隔監視システム更新工事などの改良事業を行うこととしております。

次に、消防関係施策でございます。

防火水槽設置事業では、新たに鳥屋尾地内に40トン級の耐震性防火水槽を設置し、消火活動体制の強化を図ってまいります。

消防車両整備事業では、平成23年2月に購入いたしました高規格救急自動車の老朽化に伴い1台更新し、救急体制の確保を図るものでございます。

次に、教育関係施策でございます。

科学教育振興事業では、科学のまちつばたを推進するため、こども科学館事業や科学の祭典、WRO Japan石川地区予選会などさまざまな事業を実施し、子供の科学に対する関心を深め、創造力豊かな子供の育成を図ってまいります。

学校施設整備では、井上小学校において、エレベーター棟の増築やトイレ洋式化工事などを実施するほか、津幡中学校の保健室など空調設備の更新を行い、学校施設のバリアフリー化を図るとともに、安全で快適な学習環境の整備に努めてまいります。

情報教育推進事業では、GIGAスクール事業推進や業務の効率化のため、令和5年度は中学校2校に採点分析システムを導入し、情報教育の環境を整え、教育の推進を図るものでございます。

次に、学校教育推進関係施策でございます。

教育センター運営では、教職員の研修や児童生徒の学習活動支援などを推進するため、令和5年度は教育センターを移転し、教育支援センターの開設により、小中学生を対象とする教育支援事業の充実を図ってまいります。

一般管理費では、業務改善の一環として、県内でもいち早く導入した教職員校務支援システムの更新や、昨年度に引き続き、給食食材費の高騰による学校給食費の一部助成を行い、保護者負担の軽減を図ってまいります。

校外活動推進では、令和5年度から屋内温水プールアザレアを活用し、小学3年生を対象としたプール体験学習を実施いたします。

放課後課外活動推進では、津幡中学校水泳部の活動の一部を、令和5年度から屋内温水プールアザレアを活用して行うほか、中学校の教員の多忙化の大きな要因となっている部活動について、中学校2校に部活動指導員を2人増員して指導の充実や顧問の負担軽減を図ってまいります。

次に、生涯学習関連事業でございます。

国民文化祭開催では、令和5年度に開催予定のいしかわ百万石文化祭2023において、本町では地域文化発信事業として落語を、文化団体事業として民謡を開催し、石川県の魅力を発信するとともに、一層の交流拡大につなげていきたいと考えているところでございます。

津幡ふるさと歴史館では、令和5年度は卒業生等有志による津幡小学校の創立150周年記念企画展示が行われるのを初め、古文書から見た津幡町の歴史を紹介するなど、町の歴史についての知識及び関心を深めていただきたいと思っているところでございます。

津幡運動公園整備事業では、社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を行うもので、令和5年度は陸上競技場トラックフィールドの改修及び照明灯8基の更新を行い、利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

住吉公園屋内温水プール管理では、本年4月29日にオープンする屋内温水プールアザレアの管理運営について、株式会社エイムを指定管理者として、株式会社エイムが持つ運営ノウハウや事業提案を取り込みつつ、知恵と工夫を生かした施設の管理運営により、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、河北中央病院事業の施策でございます。

河北中央病院では、地域の皆様に信頼され、質の高い医療サービスを提供できるよう、これまでさまざまな取り組みを進めてまいりました。前年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたものの、職員一丸となり感染予防に努めたことから、入院及び外来患者数、病床稼働率のい

ずれも増加し、入院及び外来収益ともに令和3年度を上回る見込みとなっております。

今後も、地域に密着した医療を提供し、安心して暮らせるまちづくりに貢献できる拠点病院としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

令和5年度は、老朽化している一般X線撮影装置1台を更新し、医療体制の強化並びに利用者の利便性の向上と黒字化の継続に努めてまいります。

以上、令和5年度の重点施策について、概要を御説明いたしました。

それでは、3月会議に提案いたしました令和5年度の当初予算案並びに令和4年度の補正予算案ほか諸議案につきまして、順を追ってその提案理由の概要を説明いたします。

**議案第3号** 令和5年度津幡町一般会計 予算について。

歳入・歳出予算総額は、145億4,100万円で、その概要は、今ほどの令和5年度当初予算編成概要や重点施策等で説明させていただいたとおりでございます。

次に、議案第4号から第12号までの9件の議案は、令和5年度各特別会計及び事業会計の当初予算についてでございます。

**議案第4号** 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、被保険者一人当たりの給付費の増加に伴う増などにより、前年度当初に比べ5.0%増となる34億8,925万1,000円を計上するものでございます。

給付費が増加すると見込まれる中、保険税率等は基本的に据え置き、引き続き、国民健康保険財政の健全化と安定化を図ることとし、適正な運営に努めてまいります。また、令和5年度は屋内温水プールアザレアを活用した健康増進事業を実施してまいります。

次に、**議案第5号** 令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、被保険者数の増加などにより、前年度当初比6.6%増となる4億6,196万2,000円を計上するもので、石川県後期高齢者医療広域連合の電算処理システムをクラウド化することに伴い、後期高齢者医療広域連合納付金が6.4%増となりますが、中長期的に見れば負担は削減されるものでございます。

次に、**議案第6号** 令和5年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績を踏まえ、前年度当初比2.7%増となる26億4,962万2,000円を計上し、第8期介護保険事業計画において、県内で最も低い介護保険料基準額により、介護予防の推進と要支援・要介護者に対する介護サービス給付等を行うものでございます。また、令和5年度は屋内温水プールアザレアにおいて、運動機能向上教室を実施するとともに、第9期介護保険事業計画策定に伴う日常生活圏域ニーズ調査を行うものでございます。

次に、**議案第7号** 令和5年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は、1億6,607万1,000円を計上し、廃止代替路線や自主運行路線及び福祉バス路線の運行を行うものでございます。また、令和5年度は運行の効率化及び利用者の利便性向上を図るため、AIオンデマンドバスシステムの導入と、そのための車輛3台を購入する予定でございます。第2表地方債は、町営バス購入事業について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第8号** 令和5年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、31万6,000円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものでございます。

次に、**議案第9号** 令和5年度津幡町病院事業会計予算について。

本予算は、1日平均52人の入院患者と170人の外来患者を見込み、収益的支出を13億8,860万

8,000円としております。

資本的支出は、3,980万7,000円とし、老朽化した一般X線撮影装置1台を更新するなど、引き続き、地域医療の中核となる医療施設を目指すものでございます。

企業債については、一般X線撮影装置の医療機器購入費について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第10号** 令和5年度津幡町簡易水道事業会計予算について。

本予算は、486万6,000円を計上しております。上河合区ほか2地区の簡易水道の管理運営を行うものでございます。

次に、**議案第11号** 令和5年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で7億8,185万7,000円を予定しております。1日平均9,935立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものでございます。

資本的支出では、4億4,225万5,000円を予定し、老朽管更新事業及び老朽設備更新事業を行うものでございます。

企業債については、上水道建設改良費について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第12号** 令和5年度津幡町下水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で14億5,986万9,000円を予定しております。

1日平均9,914立方メートルの生活排水等を処理し、地域の生活環境の改善や保全に努めるものでございます。

資本的支出では15億3,264万3,000円を予定し、汚水管管渠築造工事などの拡張事業や浄化センター（改築）塩素混和棟・管理棟電気設備更新工事などの改良事業を進めてまいります。また、企業債の償還を行い、下水道事業の普及・推進に努めるものでございます。

企業債については、拡張事業費、改良事業費などの公共下水道事業債ほか4件について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

続きまして、議案第13号から第19号までの7件の議案は、令和4年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算についてでございます。

**議案第13号** 令和4年度津幡町一般会計補正予算（第11号）について。

本補正は、ふるさと納税による各基金への積み立てや処遇改善等による施設型給付負担金の増に伴う認定こども園等運営費、燃料価格の高騰などに伴う小中学校の一般管理費などを増額する一方で、認定こども園整備事業や感染症予防費、感染症緊急対策費などで減額となるほか、年度末を控え、各種事業の実績見込みにより増減調整を行うもので、歳入歳出それぞれ4,995万9,000円を減額し、予算総額を155億5,329万2,000円とするものでございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、県営土地改良事業負担金ほか10事業について、それぞれの個別事由により、本年度中に事業の完成が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正は、中学生海外派遣交流事業について、物価高騰などにより、限度額を増額するものでございます。

第4表地方債補正は、事業費の確定に伴い、福祉教育複合施設整備事業ほか8事業において、限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、議案第14号から議案第19号までの、特別会計、事業会計の補正予算につきましても、年度末を控え、実績見込みを踏まえて増減調整を行うものでございます。

**議案第14号** 令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、給付増等により、歳入歳出それぞれ1,820万8,000円を増額するものでございます。

**議案第15号** 令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ300万円を増額するものでございます。

**議案第16号** 令和4年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、給付増等により、歳入歳出それぞれ3,538万6,000円を増額するものでございます。

**議案第17号** 令和4年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ201万1,000円を減額するものでございます。

第2表地方債補正は、事業費の確定に伴い、町営バス購入事業において、限度額を変更するものでございます。

**議案第18号** 令和4年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）について。

本補正は、収益的収入において、新型コロナウイルス感染症対策事業に対する補助金として500万円を増額し、資本的収入においては、医療機器購入補助金として4,275万円を減額するものでございます。

**議案第19号** 令和4年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）について。

本補正は、資本的支出において、建設改良費として431万円を増額するものでございます。

次に、各条例の改正等について御説明申し上げます。

**議案第20号** 津幡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員法第27条第2項の規定により、人事評価制度において人事管理の基礎として活用するため、分限処分の一つとして降給の事由、手続及び定年引上げに伴う給料月額7割措置を講じる場合に、条例による降給事由として位置づけることを定める改正を行うものでございます。

次に、**議案第21号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、医療職（三）の給料表に適用する看護師等や福祉職の給料表に適用する保育士等において、技能・経験に応じた処遇改善を図るため、職務の級を見直し整備する改正を行うものでございます。

次に、**議案第22号** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれのため、条文中で参照している地方公務員法の条項を改める改正を行うものでございます。

次に、**議案第23号** 津幡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営状況の公表事項に人事評価及び退職管理などを追加し、勤務成績の評定を削除する改正を行うものでございます。

次に、**議案第24号** 津幡町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について。

本案は、情報通信技術を活用した行政を推進するにあたり、手続きに係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、書面等により申請・届出等を行うことや、納付書

により手数料の納付を行うことが規定されているほかの条例等において、電子申請及び電子決済をもってかえることができるなど、必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第25号** 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について。

本案は、民法の改正に伴い、ライフライン設備設置・使用権が適用される場合は、利害関係人の同意は不要とする改正を行うものでございます。また、令和5年10月1日から開始するインボイス制度にあわせ、簡易水道に係る料金の表示を税抜き表示に変更する改正を行うものでございます。

次に、**議案第26号** 津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、民法の改正に伴い、他人の排水設備により汚水を排除する場合について、これまでの所有者の承諾による場合のほか、ライフライン設備設置・使用権による場合を追加する改正を行うものでございます。

次に、**議案第27号** 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、**議案第28号** 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和5年4月1日に統合民営化となる太白台保育園を廃止するため、保育所型認定こども園の名称及び位置について、削除する改正を行うものでございます。

次に、**議案第29号** 津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

本案は、民法等の一部及び厚生労働省令等の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除、園児の送迎用バスへの安全装置の装備を義務付けることなどの規定の追加及び安全計画や業務継続計画の策定など、津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、津幡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3条例の一部改正を行うものでございます。

次に、**議案第30号**から**議案第34号**までの、牛首辺地、下河合辺地、種辺地、筋谷辺地、朝日畑辺地の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、新たに令和5年度から5年間の第9次津幡町辺地総合計画を策定するものでございます。林道、道路・橋梁、消防施設、観光レクリエーション施設における整備事業費及び辺地対策事業債の予定額などについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により定めるものでございます。

次に、**議案第35号** 町道路線の認定について。

本案は、開発行為等に伴い、町道路線の認定をお願いするもので、庄へ9番1地先を起点とし、庄へ9番7地先を終点とする道路を、町道庄74号線として道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

次に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので御説明申し上げます。

**承認第1号** 専決第1号 令和4年度津幡町一般会計補正予算（第10号）について。

本補正は、1月の大雪と今後の降雪見込みに対応するための道路除雪費が不足となったことか

ら、緊急に歳入歳出それぞれ5,200万円を増額する専決処分を1月31日付で行ったものでございます。

以上、本3月会議に御提案を申し上げた全議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長が詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○森山時夫議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○森山時夫議長 ただいま議題となっております議案第3号から議案第35号まで、及び承認第1号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

#### <散 会>

○森山時夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時00分

# 令和5年3月7日(火)

## ○出席議員(15名)

議長	森山時夫	副議長	八十嶋孝司
1番	小町実	2番	森川章
3番	竹内竜也	5番	西村稔
6番	荒井克	8番	角井外喜雄
9番	酒井義光	10番	塩谷道子
11番	多賀吉一	12番	向正則
13番	道下政博	14番	谷口正一
16番	河上孝夫		

## ○欠席議員(0名)

## ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	吉田二郎	総務課長	酒井英志
企画課長	細山英明	財政課長	杉田純也
監理課長	松村信博	町民生活部長	中村豊
生活環境課長	中嶋徹郎	健康福祉部長	羽塚誠一
福祉課長	長陽子	子育て支援課長	山嶋克幸
産業建設部長	山崎勉	都市建設課長	本多克則
産業振興課長	本多延吉	会計管理者 兼会計課長	納口達也
消防長	松本聖史	消防本部長	中川俊介
教育長	吉田克也	庶務課長	吉岡洋
教育総務課長	山崎明人	教育部長	吉岡洋
河北中央病院事務長 兼事務課長	斎藤晶史	学校教育課長	北山ゆかり

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山本幸雄	議会事務局主幹	山本慎太郎
総務課担当課長	田中圭	監理課係長	山本匡教
財政課主事	村田哲人	企画課主事	長谷川直人



○議事日程（第2号）

令和5年3月7日（火）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○森山時夫議長 本日の出席議員数は、15人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○森山時夫議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○森山時夫議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承願います。

＜諸般の報告＞

○森山時夫議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承を願います。

＜町政一般質問＞

○森山時夫議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内とします。

質問時間内におさまるよう、的確な質問をお願いします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 4番、八十嶋です。

今回は、通告に従い3点だけ質問させていただきます。

その前に、昨日、洲崎議員の追悼の言葉がございました。洲崎議員さんには、どうか安らかにお眠りください。

そして、今回ですね、退職される5名の方々がいらっしゃいます。吉田総務部長様、そして、中村町民生活部長様、そして、山崎産業建設部長様、そして、吉岡教育部長様、そして、松村監理課長様、それぞれ御退職されます。長い間、役場のために一生懸命、献身的に働いてこられました。本当に御苦労さまでございました。どうか、退職されてもお体に注意されて、また私どもにまた大所高所から御意見を賜りたいと思います。本当に御苦労さまでございました。

それでは、質問に移らせていただきます。

質問の1番でございます。水道管破裂、漏水した利用者の減免措置の拡大と啓発についてということで、質問させていただきます。

御存じのように、寒波の影響で1月26日に県内各地で水道管の凍結、破裂により断水が相次い

で発生いたしました。新聞紙面では水道管からの漏水がふえ、かほく市を初めとして輪島市、羽咋市、宝達志水町、志賀町など能登地区での大規模断水が顕著に報告されていました。

今回起きました広範囲による断水は、金沢大学の宮島名誉教授によりますと、2018年の大規模断水時に輪島市で現地調査を行った際には、市中心部に空き家が目立っていたとし、空き家や持ち主がたまにしか帰らない半空き家では、水道が使用できるまでの状態であったと指摘しています。今回まさに当時のことが再現されたこととして、行政による止水の徹底を呼びかける必要があると、また述べていらっしゃいます。

全国では、水道の凍結が予測される際に、自治体が直近の使用状況から空き家と判断した場合に止水して回るケースがあると言われていています。その例としてもまた新聞紙面では、七尾市を紹介しております。申し上げます、市は5年前の教訓から、断水発生の前日となる26日に貯水槽の水位が下がっていることを確認し、職員が空き家点検に走ったこと、そしてまた、前回の経験から原因が空き家と判断したもので、空き家に印をつけた住宅地図をあらかじめ用意していたことが効率よく回る事ができたと、また紹介しております。

しかし、空き家、居住者を問わず水道管の破損が多数に上がったため、27日に断水が起きたこと、管にタオルを巻くなど、凍結予防をほどこす家も少なく、漏水予防を呼びかけてきた市の啓発の不発に終わったと紹介しております。そしてまた、市は事前の対策として過去の検針で水道使用量がゼロだった家をリスト化し、主に県外に住んでいる持ち主に要望があれば、止水栓をとめる作業を代行することも伝えていたということでしたが、期待どおりにいかず、反応もなかったことも紹介しております。そして最後に、今回の断水を検証し、新たな啓発を検討したいと締めくくっています。それほど今回の寒波の影響が大きかったことを示しているように思います。

そこでお、尋ねいたします。

当町においても先日、議会全員協議会において水道管の破裂、そして漏水件数が報告されています。あらためて件数と対応を御報告ください。

次に、空き家への対応ですが、断水の世帯が5,400件となったかほく市では、今回、市は上水を契約しながら1カ月にわたり使用量が1立方メートル未満の住宅を空き家として対応、その数は1,300件あまりと聞きますが、当町の対応はどうだったのか。そしてまた、今回の寒波は予期していたものの、あらためて私たちの生活に及ぼす自然災害の大きさを実感いたしました。このような観点からお聞きいたします。

行政の施策においては、さまざまな点を考慮して減免制度が設けられています。水道料金においても設けられていますが、自然災害として通常の減免に加え、対象範囲も水道管の破裂、軽微な漏水にも広げる考えはないのか、まずお聞きいたします。そしてさらに、漏水は申請主義と思いますが、今回の減免対策は何件ほど把握しているのか、また町があえて調査し促す考えはあるのかもお聞きいたします。

そして最後に、啓発について提案いたします。

毎年、冬が近づけば寒波の到来が予想されるのは、雪国では常識となっております。例えばチラスもそうですが、12月1日は町民一斉水道点検の日と名づけ、水道管の凍結対策、漏水の点検、空き家の点検を設けるなど、前もって町民が一体となり危機意識を高めていくことが、私は最も大切であると思います。

矢田町長の考えをお聞きいたします。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の水道管破裂、漏水した利用者の減免措置の拡大と啓発について、そういった御質問にお答えいたします。

本年1月下旬の10年に1度と言われる寒波の影響により、水道管が凍結、破損し、県内各地で水道管の漏水による断水被害が発生いたしました。本町におきましても1月26日の配水量が通常時の約1.4倍となり、このままの配水量が続くと断水となる恐れもあったことから、明くる27日には令和4年11月、12月の検針時におきまして使用水量がゼロであった家屋678軒について町職員20名にて漏水調査を実施しました。あわせて各区長及び住民に対して、ファクスや防災メール、広報車などにより、節水及び漏水確認のお願いをいたしました。

さらに、2月3日発行の町広報に漏水の確認方法のチラシを挟み込み、周知いたしましたところがございます。その結果、町ではこれまでに住民から寄せられた情報と町での独自調査により98件の漏水を確認しており、止水栓の閉栓や町指定業者へ修繕依頼をしていただくなどの対応を行いました。

2つ目の御質問、空き家への対応はどうかということにつきましては、27日の漏水調査に加え、28日以降には同検針時の使用水量が5立方メートル未満であった家屋607件について、上下水道課職員による漏水調査を実施しております。この職員による漏水調査では、合計で47件の漏水を発見し、直ちに止水を行いました。

3つ目の御質問、通常の見込に加え、対象範囲を広げる考えはないのかにつきましては、本町では、津幡町水道使用条例及び津幡町水道使用水量の認定及び水道使用料金減額に関する要綱に基づき、給水装置の善良な管理を行っていたにもかかわらず、今回のような凍結による破損や、発見が困難な場合の漏水について、直近1年間の平均水量の2倍を超えた水量の半分にかかる料金を減免することとしております。

今回の凍結による漏水についても同様に対応することとしており、幸いにも特例的な措置を行うまでには至らなかったと判断しております。

また、下水道使用料につきましては、水道使用料を基本に算定していることから、漏水により下水道に流入していない場合には、直近1年間の平均水量を超えた水量にかかる料金を減免することとしております。

4つ目の御質問、今回の寒波による漏水減免の対象件数につきましては、現在21件の減免申請があり、対象となるか精査を行っているところがございますけれども、3月下旬の検針が終了するまでは使用水量が確定しないため、対象件数の把握には今しばらく時間を要するものと考えております。

また、町が調査し、減免申請を促す考えはあるのかとの御質問につきましては、これまでも検針時に漏水の可能性が認められる場合には、個別に文書にてお知らせをしておりますので御理解を願います。

最後に、凍結、漏水防止についての啓発につきましては、町ホームページ、Facebook等で情報発信しているほか、毎年12月の町広報におきまして水道管の凍結防止対策や凍結時の対応、及び長期不在とする家屋について水道の休止を勧める記事を掲載しております。

2月28日の新聞に、輪島市では、凍結防止対策として少量の水を出しておくよう住民に呼び掛

けたところ、加減がわからず、かえって水量がふえたことが断水の一因となったとの記事が掲載されておりました。このような事例も参考にしながら、今後さらに周知方法の拡充や、住民にも正しい凍結防止対策を理解できるように、より関心を持っていただけるような内容となるよう検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○森山時夫議長 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 特例の措置には至らなかったということで、まずはひと安心をしている次第でございます。それから行政の速やかな対応も功を奏したということと、間一髪ということもあったのかもしれませんが、その対応は迅速に行われたと思っております。

最後に町長さんがおっしゃられました、今の輪島市の検証ですね、水の出し過ぎとかということも新聞に報告されていまして、羽咋のほうでは対応がペットボトルに水をため過ぎたとかもありまして、いろいろその検証が現在図られていることかと思えます。ぜひ他の自治体のそういうことも参考にしながら、冒頭に申し上げましたけれども、雪国に育っていて寒波の到来がいつ来るかわからないで、いつも慣れている私たちでございますけれども、ぜひそういうことがないように、また検証していただきたいと思えます。

次にですね、質問の2番に移らせていただきます。

歩道に支障を来す樹木の伐採についてということでお尋ねいたします。

気づかないうちに樹木が大きくなり枝が伸びて、極端に言えば歩道にかぶさるような光景が、山あいの道路に面する歩道や通学路の一部に見受けられます。

今の時期、雪の重みによる倒木や秋になると多くの枯れ葉の散乱もあり、以前から歩道を利用する児童は無論のこと、散歩の方々、歩道を使ってジョギングするの方々からも通りづらいとの声も聞かれ、何らかの対策が必要とのことから質問にいたしました。まず、場所を申し上げれば、倉見から太白台小学校へ上がる通学路、そして吉倉から笠野小学校へ上がる通学路、そして県道興津刈安線の私どもが住む田屋地内、それから岩崎を抜け刈安に向かう歩道が一例としてあります。各小学校の通学路では共通して杉などの大きな樹木により明るさが遮られており、薄暗く危険性さえ感じられます。また、県道の私ども住む田屋地内の山側には電線を木々が覆うこともあり、岩崎地内から刈安に近い山側歩道でもやはり、杉や雑木が一部覆うなど、歩道を利用する関係者にとっては、ときには枝葉による支障や不愉快な思いでいられることは想像に値します。これらの対策としては、小学校の奉仕作業や年2回行われる町の美化作戦などで、地上に落ちる枯れ葉等については清掃されるものの、年々木々は大きくなることから伐採など抜本的な対策が必要と思うわけです。

さて、私たちの区でもよくこのようなことが話されています。申し上げれば、道路際のこのような事案は、区長を通して山林所有者に伐採など整備をお願いすべきは当然であること。しかしながら、世代がかわり所有者の不明や管理責任の認識自体がない現状もある。このような場合、道路管理者が歩道を含めた安全確保に努めるべきではないかとの意見もございます。いわゆる所有者不明の木々伐採の対応でもございます。

そこで、お尋ねいたします。

1月20日の地元紙に事前伐採、山間地全域にとの見出しで県内、奥能登で着手、倒木防ぐとありました。県議会環境農林建設委員会の会合を記載しており、土木部長は、道路や電線沿いの私有林で倒れそうな倒木を切る事前伐採を始めると報告をしています。

一昨年の大雪で倒木や停電による被害の発生から、奥能登をモデルとして県内山間地に広めていくこと、そして地権者の同意を得られた場所から剪定する。事前伐採は、県と電線を管理する北陸電力送配電、そして県森林組合連合会が町と連携する。そして、今後は全県で行い、停電や道路寸断を防ぎたいと述べています。

まず、この点について、山林が主たる事案かと思いますが、通学路、歩道に支障を来す樹木もまた、事前伐採として適用されないかお聞きいたします。

次に、道路管理者の範囲についてお尋ねいたします。

道路管理者は、常々道路パトロールを行っていますが、歩道までの管理はどうなのか、また所有者不明の山林から歩道等に危険性が及ぼす樹木があった場合、対応はどうなのかあわせてお聞きいたします。樹木によっては、根っこが歩道にはみ出した場所もあり、今後大きくなり過ぎた樹木の伐採を含めた管理が必要と考えます。また今後、自然災害や地震発生などで伸びた樹木が通行の妨げになり、事故の発生も懸念されます。子供たちが通学路として通行している歩道もございます。

以上、このような点を踏まえて、町の歩道にかかる樹木の伐採についての考えを、山崎産業建設部長にお伺いいたします。

○森山時夫議長 山崎産業建設部長。

〔山崎 勉産業建設部長 登壇〕

○山崎 勉産業建設部長 答弁をさせていただく前に、先ほどは八十嶋議員から退職を迎える私たちに身に余る労いのお言葉をいただき、誠に光栄に存じます。長い間、勤めさせていただきましたのも、議会の皆様方を初め、たくさんの皆様から御指導、御協力をいただいたおかげでございいます。本当にありがとうございました。

それでは、答弁を申し上げます。

歩道に支障を来す樹木の伐採についてとの御質問にお答えします。

本町の町道管理につきましては、職員による定期のパトロールや、地区及び国・県との情報連携により、危険箇所を把握し、道路の安全確保に努めております。また、草刈りや樹木管理については、町の管理に加え、公共施設愛護ボランティアや、まちづくり美化大作戦など地区の皆様のお協力をいただきながら、良好な道路環境を維持しているところです。

この冬においては、昨年12月とことしの1月の寒波により、大雪となった日があり、町が行う道路除雪とともに、地区住民の協力による歩道除雪により、道路利用者の安全確保に努めてまいりました。

議員の御質問にありますとおり、昨年12月の大雪による停電や集落孤立の被害が発生したことを受け、石川県では倒木による道路寸断の被害を未然に防止するため、令和5年3月に、奥能登4市町で試験的に公共インフラに隣接する私有地において、事前伐採に着手すると聞いております。

この取り組みについては、先進する奥能登での成果が検証され、要件や取り組みの範囲などが検討されると思われませんが、現時点で詳細は公表されておられません。今後、県内で実施する事前伐採事業の運用や補助金制度など、県から説明を受けた上で、通学路や歩道沿線にかかる事前伐採ができないか検討してまいります。

次に、道路や歩道に支障を来すような樹木があった場合についての対応ですが、私有地から生

育している樹木の管理は、民法上、原則として所有者が行うこととなります。そのため、道路上や歩道に張り出した樹木等は、道路管理者として通行者の安全確保のため、所有者に連絡し伐採処分をお願いすることとなります。

しかしながら、倒木により道路交通に著しく支障となり緊急を要する場合や、所有者不明により処理が困難な場合には、緊急措置として、道路安全確保のための最低限必要な伐採等の対応をすることとなります。

歩道にかかる樹木に関しては、今後も道路パトロールなどにより、安全安心に通行できるよう周辺状況の把握に努め、危険な樹木がある場合は、地元区と連携し、所有者に管理していただけるよう呼びかけてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○森山時夫議長 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 県の対応もこれからということなので、私どももまた、逐次そういう情報をキャッチしながら、また今後、お聞きしていきたいと思っておりますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後の質問に移らせていただきます。

マイナ保険証の普及、利用についてということでお聞きいたします。

マイナ保険証とは、要するにマイナンバーカードの健康保険証利用のことですが、改めて申し上げれば、マイナンバーカードの個人認証機能を利用いたしまして、病院や薬局の窓口で従来の保険証にかえて利用できるものでございます。当町においても町民の意識が徐々に深まりつつあると思われませんが、受け皿である医療機関や薬局も必要機器の整備を順次進めているところかと推測いたします。

さて、厚生労働省はマイナンバーカードと一体化した健康保険証をめぐり、医療機関の受け付け義務化に猶予期間を設ける方向で調整に入ったと新聞紙上に掲載されておりました。本来、2023年4月から義務とする方針だったのが、全国的に読み取り機などのシステム導入がおくれており、例外的に経過措置を認める必要があることを述べています。

また、一方で国は、2024年秋には従来の健康保険証を廃止する方針は維持するとし、猶予期間は2024年秋より手前の時期になる見込みとも報じています。2021年に本格運用が始まったマイナ保険証ですが、医療機関側のシステムについては十分に普及していないこともあり、システム導入の負担、利用することでの窓口負担がふえることでの仕組みにも理由としてあるようです。

さて、マイナンバーカードの必要性の是非については、それぞれ個人によって思いは異なるのかもしれませんが。しかしながら、私のような取得者の一人としては、公的機関やコンビニ、マイナポータルでの利用範囲が広まることなど、さまざまな便利さがあり、期待をしているところでもあります。また、町としてもマイナンバーカードの普及率向上に出張所を設けるなど、一人でも多く取得者の増加に努めている現況下ではないかと思っております。

そこで、お尋ねいたします。

当町での、現在までのマイナンバーカードの件数と取り組み策、マイナンバーカードの健康保険証利用により何が変わり、どのようなメリットがあるのか。

最後に、国の動向を踏まえて、町内における現在までの医療機関のカード読み取り機の普及について、お聞きしたいと思います。

町民福祉部長にお願いいたします。

○森山時夫議長 中村町民生活部長。

〔中村 豊町民生活部長 登壇〕

○中村 豊町民生活部長 御答弁をさせていただく前に、先ほど八十嶋議員より身に余る労いの言葉をいただきましたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、答弁を申し上げます。

マイナ保険証の普及、利用についての御質問にお答えいたします。

1つ目の本町のマイナンバーカードの件数と取り組み策についてでございますが、令和5年2月28日時点において、住民基本台帳人口3万7,468人に対し、マイナンバーカードを2万5,588枚交付し、交付率は68.3%となりました。

本町では、町民全員がマイナンバーカードを取得することを目指し、昨年7月からアル・プラザ津幡にマイナンバーカード臨時受付コーナーを設置し、さらに、本年1月からは庁舎1階エントランスホールにも臨時受付コーナーを設置して、マイナンバーカードの申請を受け付けております。

また、事業所等からマイナンバーカード申請の申し込みがあれば、職員が事業所等に出向きマイナンバーカードの出張申請受け付けを行うなど、さらなるマイナンバーカードの取得向上に努めております。そのほかにも、町広報や町のデジタルサイネージ、ケーブルテレビのチャンネルつばたなどで、制度の周知を図っております。

2つ目のマイナンバーカードの保険証利用により何が変わり、どのようなメリットがあるかについてでございますが、変わる点の例としては、国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者の原則1年ごとの被保険者証の更新が不要となります。メリットにつきましては、マイナポータルサイトにおいて、自身の特定検診、診療や薬剤の情報を確認することができるようになります。また、本人の同意のもと、医療機関や薬局においても、その情報の閲覧が可能となるため、他の医療機関での診療情報を把握することで、重複検査の抑止や正確な服薬指導の実施につながることを期待されております。そのほかにも、医療費が高額となった場合に必要な限度額適用認定証の申請手続きをせずとも、限度額以上の支払いが免除となるため、一時的な高額の支払いをする必要がなくなります。

3つ目の町内における現在までの医療機関のマイナンバーカード読み取り機の普及についてでございますが、厚生労働省のホームページで公表している情報では、令和5年2月19日時点で、町内にある31医療機関のうち、公立河北中央病院初め14の医療機関でオンライン資格システムを導入しており、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

国は、令和6年秋に保険証の廃止を目指しており、医療機関へのシステム導入について、今後の取り組みを加速させていくこととしております。

本町では、新たなマイナンバーカードに対する国の施策を注視しながら、また、交付率が高い自治体の取り組みを参考とし、さらなるマイナンバーカードの交付率向上につながる効果的な取り組みを推進するとともに、マイナンバーカードを保険証として利用することの利便性について周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○森山時夫議長 八十嶋孝司議員。



○4番 八十嶋孝司議員 マイナンバーカードは任意でございますので、決して強制するものではないのかもしれませんが、その利便性はやはり優れたものがあると思います。

それから、つい最近では介護保険証とも連動すること、最終目的はやはり銀行口座との紐づけではないかなというふうにも思っております。そういうことなので、今回の質問は、町の状況がどういふふうな状況なのか、どういふ現状にあるということをあえてお聞きいたしました。ぜひまた、普及に取り組んでいただきたいと思います。

最後でございますが、私どもも今期限りの最終質問になります。また、4月にいきましたら、また新たな挑戦が始まります。また戻って来れるようにがんばりますので、ありがとうございます。

○森山時夫議長 以上で、4番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、1番 小町 実議員。

〔1番 小町 実議員 登壇〕

○1番 小町 実議員 議席番号1番、小町 実です。

今回は、3問の質問をいたします。

まずは、LINE情報の機能向上をです。

石川県内では、ことしの冬にストーブなどの暖房機器や電気系統のトラブルが原因となる火災が2月27日現在で15件も発生し、津幡町でも洲崎議員が悲惨な火事のその犠牲となりました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

近年、地方自治体において、LINEを活用した防災関係や、暮らしの情報などの住民向けサービスの提供が進んでいます。LINEは日本国内で社会インフラとして欠かせないコミュニケーションツールとなり、地方自治体でもウェブサイト、メール、電話と並んでLINEによる情報発信や問い合わせ受付窓口の主役となっています。

ごみ出し日、子育て支援、防犯、防災、イベントなどの自分が選んだ情報を受け取ったり、身近な行政手続きを手軽に調べられたり、災害に備えて、多くの避難所やもしも災害が起きたときの避難行動について調べたりと、活用する事例が増加しております。広く周知したいときには、一斉配信がすぐにでき、さまざまな機能によるメリットが考えられています。LINE相談窓口では、いじめを初めとする、さまざまな情報にもLINEが活用されるケースがふえています。

ここ近年では、石川県内でもほぼ全市町がLINEによる情報発信を行っているようです。津幡町でも1万人のお友達登録があり、多くの町民に浸透しているようです。

最近、近隣の各市町のLINE友達を試してみました。その内容の濃さや、子供の情報を強くしているところもありました。新しいAIチャットボットが自動で回答してくれているところもありました。また、県外でしたが、選択すれば学校給食のメニューや人生100年時代を豊かに暮らすための情報など興味深いものもありました。

災害発生時などのLINE情報はもちろんですが、山間部などの地名が表示されても場所の理解が乏しいときもあります。発生場所のマップなども表示される機能があればうれしいです。

現代人はスマホ検索などで情報を得ています。支払いや記録なんでもスマホを使います。今後ともわかりやすいLINEによる情報提供をお願いしたいと思います。

以上、吉田総務部長の考えをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○森山時夫議長 吉田総務部長。

〔吉田二郎総務部長 登壇〕

○吉田二郎総務部長 答弁の前に、私もこの3月末で定年退職となります。一言お礼を述べさせていただきます。

先ほど八十嶋議員から退職者に対しまして、身に余るお言葉を頂戴いたしております。まことにありがとうございます。

私も町職員として勤務させていただく中で、数多くの場面で議員の皆様とお仕事をさせていただきました。津幡町の職員として仕事ができましてことを誇りに、退職後も町の事業に関心を持ちまして、津幡町、津幡町議会を応援してまいります。

本当にありがとうございました。

それでは、答弁に移らせていただきます。

小町議員のLINE情報の機能向上をとの御質問にお答えいたします。

本町では、令和2年10月から津幡町LINE公式アカウントの運用を開始いたしました。各種情報発信のほか、道路や公共設備の破損、街灯切れなどを確認された際の通報用として活用、令和5年2月末現在において、友達登録者数は1万862名となっております。

また、一般に公開はしておりませんが、子育て支援課におきまして、子ども家庭との緊密な相談ツールとして別途アカウントを設けております。

まず、AIチャットボットを実装してはとの御提案につきまして回答をさせていただきます。

本町におきましては、先進導入市町を参考に、AIを活用したさまざまなソフトウェアの比較、検討を今年度すでに行っておりまいました。現段階では費用対効果は高くないと判断をし、導入を見送らせていただきました。

AIと聞きますと、人工知能によってどのような質問に対しても答えを導き出してくれるイメージがございますが、現時点では、利用者が入力した文章を読み解くだけのものでありまして、それに適した回答は自治体側で全て用意する必要があります。

本町におきましては現在、LINE上にAIを使わないチャットボットの実装を検討しておりますが、まずは想定問答を準備し、ホームページ上で公開したいと考えております。

次に、災害発生場所の案内時にマップなどを表示させてはどうかという御提案についてお答えいたします。

火災を例に挙げますと、第一報を受けて消防隊員が緊急出動する中、消防署内では担当者が1名残り、防災行政無線の鳴動、消防団と無線交信、その合間に手作業にて配信作業を行っております。新たに工程を追加することは、火災対応の中においては大変難しい状況と考えております。

技術的には不可能ではありませんが、災害発生時は町民の生命・財産を守ることが最優先となりますので、何とぞ、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、スマートフォンでは、メールやLINEのメッセージ部分を長押しすると、文字情報を複写することが可能となっております。住所部分を複写し、地図アプリに張りつけて検索をいただきますと、詳細な場所を確認することが可能ですので、お役立ていただきたいと存じます。

以上となります。

○森山時夫議長 小町 実議員。

○1番 小町 実議員 チャットボットの件は、手作業でとのことで、これからの本当の課題になるのかなと思いますけれども、いろんなことがまた進んでいけば、本当に簡単なシステムでできる時代が来るのかなと思うんですけど、地図のほうの今後の課題ということで、もっと簡単にできればなどは思うんですけども、LINEのこういうところで見ると、そういう自治体の中にはありまして、すごく便利だなということで、津幡も結構広い場所がございます。市街であればなんとなくわかる場所もありますけれども、山間部になって住所を見ても、なかなか一体どこの方向なのかなということもわからないときもありますし、そういうものがワンテンプおくれても結構ですし、表示されればなどは思います。また、よろしく願いいたします。

この際、自分の携帯に県内の自治体のアプリ、県外とかいろいろとったんですけども、友達登録しました。そうするとリアルにいろんな情報が飛び込んできて中には職員の求人の情報とか週末のイベント情報とか気象の予防とかいろいろなことがありまして、今後こういうことも取り組んでいかんことなのかなと思っておりました。

以上、またよろしく願いいたします。

続きまして、次は、課題は空き家調査と事前止水について質問いたします。

先ほどの八十嶋議員の質問と多少重複する部分もありましたので、答弁のほうは簡素化させていただいてもよろしいかと思っております。

本年1月24日ごろから、石川県内で10年に一度の大寒波の影響により、水道管の破裂や凍結に伴う断水が続き、断水は令和5年1月27日ごろより能登を中心に石川県内6市町の約1万1,000世帯で発生し、輪島市では、県の災害派遣要請を受けて派遣された自衛隊の給水車が支援されました。また、断水地域には県外からも給水車が応援に駆けつけ、公民館などで給水パックを配布し、飲料水の配布に当たりました。また、各市町では給水と並行し、職員が漏水の調査や空き家の止水に回られたそうです。今回も2018年1月に能登で起きた断水と同様に、空き家などの漏水が相次ぎ、水道量が急増したと見られています。

津幡町でも水道管破裂による漏水が多数発生し、上水道の配水量が増加しましたが、最悪の断水を回避できたことは、町職員、関係機関の御尽力だと思っております。トイレやお風呂、飲料水がということ考えると感謝しかありません。

平成30年10月に総務省が実施した住宅・土地統計調査によると、石川県内に約53万6,000戸の住宅のうち、空き家とされるものが約7万8,000戸、全体の14.5%、全国平均の13.6%と比較し高い水準となっております。津幡町の空き家軒数は約1,500軒、空き家率10.4%、かほく市は990軒、7.8%、輪島市は3,120軒、23.5%、珠洲市1,480軒、20.6%と、かほく市や珠洲市よりやや数的には多いようです。人口減少・少子高齢化などの社会動態の変化により、空き家数は増加の一途をたどっていることがわかりますが、大変深刻な問題です。

珠洲市では、寒波の前に同20日から空き家とみなした住宅約230軒に、持ち主の承諾を後回しにして早目に止水する新たな政策となり、断水を防いだと言われていています。事前止水が明暗を分ける一因となったと見られています。輪島市では、使用量を端末で確認できるスマートメーターを導入し、羽咋市では、本年度から予定されているとのことでした。

上下水道は大事なライフラインの一つです。蛇口をひねれば水が出る。この当たり前が大事です。今回のような大寒波による漏水を避けるために、空き家調査や予防対策、事前の広報活動の取り組みはどうでしょうか。例えば、高齢者の一人暮らしや高齢のスマホ難民の方に津幡町の緊

迫した節水情報などは伝わったのでしょうか。日ごろから、このような方たちにも声をかけられたらよいと思います。

今回は非常事態を回避できましたが、万が一の断水に備えての、今後の取り組みや事前対策をお聞かせください。

産業建設部、山崎部長に御答弁よろしくお願ひいたします。

○森山時夫議長 山崎産業建設部長。

〔山崎 勉産業建設部長 登壇〕

○山崎 勉産業建設部長 空き家調査と事前止水についてとの御質問にお答えいたします。

先ほどの、八十嶋議員への町長の答弁内容と一部重複する部分がございますが、御了承願ひます。

今回の寒波による漏水で全国的に問題となりましたのは、普段生活はしていないが、ときどき掃除などで水を使うなどの理由から、水道休止の届け出をせず開栓状態としている、いわゆる半空き家でございます。

今回の寒波による水道管の凍結、破損による漏水に伴い、本町においても1月26日に配水量が急増し、断水の恐れがあったことから、翌27日に、令和4年11月、12月の検針時において使用水量がゼロであった家屋678件について、28日以降は、使用水量が5立方メートル未満であった607件について半空き家とみなし、27日は町職員、28日以降は上下水道課職員による漏水調査を行い、合計47件の漏水を発見し、止水を行いました。

御質問の1点目の空き家の漏水調査や予防対策、事前の広報活動の取り組みについてですが、半空き家と思われる家屋については、これまでも水道の休止を勧める記事を町広報に掲載しております。

今後も、引き続き各世帯の水道使用実態の把握に努め、使用水量の少ない家屋に対し、事前に水道の休止、閉栓を促し、凍結による漏水を減少させるよう努めてまいります。

次に、御質問の2点目、インターネットを介した情報を得られない高齢者等への情報伝達につきましては、今回広報車による呼びかけのほか、町広報2月号で漏水確認のチラシ配布を行っております。

御質問の3点目、万が一の断水に備えて今後の取り組みとしましては、日本水道協会加入自治体間で締結している協定に基づき、給水車による応急給水等の応援体制を構築しているほか、給水バッグ等の資器材の備蓄など、有事への備えに努めております。

また、事前対策としましては、毎年12月の広報に掲載している水道管の凍結防止対策や、凍結時の対応についての記事についても、より分かりやすく、関心を持っていただける内容となるよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○森山時夫議長 小町 実議員。

○1番 小町 実議員 ありがとうございます。

ゼロメーターが678件、半空き家が607件ですか、ちょっと今後もまた、チェックされて今後の動向、その他防犯も含めてですけれども、確認というか何もないことを祈っております。

また、来年度以降ですか、いろんな対策、取り組み、またあると思うんですけれども、今回の教訓、本当に何もなかったことが大事な教訓だったのか、もしくは中に断水というたった1日、

たった半日でも断水ということになってくると、自分もそうだったんですけども、ペットボトルを買って、もしかしてと思うと買って来たんですけども、そんなことにならなくて本当によかったんですけども、いざという対応のために、また備蓄なんかも確認もひとつお願いいたします。

それでは、3問目の質問に入ります。

先ほどの漏水の原因ともなり得る、空き家、空き店舗の活用をという質問に入らせていただきます。

かつて、町なかの通りではさまざまな商店が建ち並び、にぎわいと活気があったように思います。しかし、時代の流れとともに空き家、空き店舗がふえていっているようです。町の中心部はもともと地域住民が利用しやすい場所であり、地域コミュニティーの中核で、重要な役割があったと思います。民間で行政とタッグを組み、意欲を持った方の新たな出店を後押しできないでしょうか。また、空き店舗などが埋まらない理由には、所有者が貸す意思がないこと、店舗の老朽化、家賃との折り合いがつかないなど、地主と家主等の貸し手側の都合も複雑です。所有者が空き店舗を貸し出すための回収する場合にも、補助対象になれば、可能性がある物件を掘り起こし、起業に働きがさらに広がると思います。

石川県でも空き家店舗の活用支援制度を実施している自治体が幾つかあります。中でも近隣のかほく市では、空き家、空き店舗を活用し、出店した個人、法人に対して最大360万円の補助金が交付されています。自治体の補助金を利用して、できれば経済的な負担も減らし開業することもできます。新しく起業される方への後押しともなるでしょう。

また、白山市鶴来地区では、古い町並みを生かした出店が相次ぐ中、白山市鶴来商工会では、空き家活用の貸し主にも店舗として貸し出した所有者に5万円の報酬金を交付する独自の制度を導入しています。新規開業の増加で物件を貸し出し、興味を持つ人がふえて所有者を後押しする新たな制度で、空き家の利用促進と新規開拓をさらに後押ししたそうです。白山比咩神社の近くでもあり、土地柄、空き家の状態、補助金などの追い風があったかもしれませんが、スイーツやカフェ、民泊がここ4年間で50件以上の起業があったそうです。

空き家、空き店舗を活用して出店する場合、融資制度だけではなく、国や県の補助金や助成金の制度の周知を、もっと町SNS等でうまく発信できないでしょうか。2022年12月8日、NHKBS放送の「いいいじゅー」では、津幡町に移住して新たなライフスタイルとして、築150年の古民家をみずから改修し、古民家レストランを開業された、すばらしいドキュメントが紹介されていました。山間部の空き家対策の新たに起業を目指し、活用すれば人が集まると思います。新たなまちづくりとして、企業や起業家を支援する取り組みはありませんか。

矢田町長に、定住促進にもつながるかと思いますが、お考えをひとつお聞きしたいと思います。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 空き家、空き店舗の活用をとの御質問にお答えをいたします。

本町では国道8号津幡バイパス沿いや北中条地区に大型商業施設やチェーンストアの出店が相次ぎ、新たな商業地域が形成されている一方、議員の御質問にありますとおり、かつてにぎわいと活気を中心であった既存商店街では、空き店舗が増加し、中心市街地の空洞化が進行しております。

津幡町の商店街は、かつて旧北国街道の宿場町として栄えた歴史があり、その名残をとどめた区画、いわゆるウナギの寝床と言われるような店舗兼用住宅の形態の店が数多く存在いたします。この形態の店舗では、事業としては廃業したものの、その家屋においては、引き続き住まいをしていらっしゃる世帯が多いのが現状でございます。住宅部分との兼ね合いから、事業所部分のみを貸し出したりするには、解消すべき問題が多々あると津幡町商工会からも聞いており、民間不動産会社の仲介情報としてもほとんどないケースということでございます。

しかしながら、小町議員が述べられた、県内市町の取り組みも参考にし、近年、数件の商店が商店街の沿線で開業されたり、中山間地でも古民家を活用した開業の素晴らしい事例もございますので、津幡町商工会と連携しながら、さまざまな観点で調査研究を行ってまいりたいと考えております。またあわせて、有益な情報につきましては、SNS等で発信に努めてまいります。

本町では企業や起業家を支援する取り組みといたしまして、創業する際の初期投資に対して産業創出支援補助金の交付を行っております。この補助金には幾つか種類がありますが、その中の一つの創業者支援事業補助金につきましては、融資を受けることが条件となりますが、融資に対する補助として限度額が50万円、家賃に対しても月額限度額5万円で2年間、最大で170万円を補助しております。また、定住を目的にマイホームを取得される世帯につきましては、住宅取得等奨励金など、移住定住政策でも支援をしているところでございます。

今後もより多くの事業者が津幡町で創業し、町内の商工業の発展が望めるよう、さまざまな施策を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○森山時夫議長 小町 実議員。

○1番 小町 実議員 ありがとうございます。

産業創出支援事業50万円、2年間で170万円ということで、またそういうお話も、先ほどのホームページとか、LINEとかたくさん見えるように、ひとつよろしく願いいたします。

それと、最近では会社に行かなくても仕事ができる、そういう時代にもなってきました。リモートワークを中心とした新しい働き方のスタイルで、空き家をオフィスにしての起業誘致とかビジネスに関連するような活用方法もまた柔軟に対応していただいて、補助金というんですか、いろんな支援をしていただければと思います。最終的には、また定住促進とかいろんなところにつながってくるのかなとは思いますが、よろしく願いいたします。

以上、これで質問を終わらせていただきます。

○森山時夫議長 以上で、1番 小町 実議員の一般質問を終わります。

この際、議場内換気のため暫時休憩いたしまして、午前11時15分から一般質問を再開したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

〔休憩〕 午前11時05分

〔再開〕 午前11時15分

○森山時夫議長 ただいまの出席議員数は、15人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 私からは、3つの質問をいたします。

まず初めに、介護保険についてです。

私たちは8,000枚のアンケートを配って町民の方々に御意見を伺いました。60代～80代の方々は68%です。そのうち年金生活者は40%です。働ける間は働こうと思って、パートをしておられる方もいらっしゃいます。

年金生活者に絞って意見を聞いてみますと、暮らし向きはどうですかの問いに、苦しくなったという方が71%いらっしゃいます。原因を尋ねると物価高が1番ですが、ほかに年金が下がった、医療費の負担増、国保増の負担増、介護の負担増というの也有ります。医療、介護保険関係についての要望を聞いてみますと、1番は後期高齢者医療保険や医療費負担の軽減、2番は介護保険料・利用料の負担軽減、3番目は独居老人・老々介護の生活支援となります。

もう少し言い分を聞いてみます。

介護保険を若いときから納めているが、1回も使わないので少しでも割り戻しがあれば。脳梗塞、胃がん、腸閉塞になり病後の生活をどうにかやっています。毎日6種類の薬を飲んでます。医療費が高くなってきて困っている。医療費を下げしてほしい。高齢者の介護は本人が希望すれば簡単に安心して入れるように。年金からの介護保険料徴収をやめてほしい。後期高齢者ですが、気軽に立ち寄り人々と触れ合う場所、無料の場所がない、独居老人に必要。今後一人暮らしの人がふえます、一人暮らしなので医療介護の負担を軽減。要介護になる以前に介護付きの老人ホームへ入りたいのですが安いところがない。会社を退職し無職となり年金生活者となった、再就職するためにハローワークなど活用していますが、コロナ禍等による条件・制限等の壁がある。一定年齢になった場合、負担をなしに独居老人・老々介護への生活負担軽減を支援してほしい。将来介護が必要になったとき、現存の施設は高額なところが多く年金だけでは無理だと思うので負担軽減して入所できるような国の支援をお願いしたい。妻を亡くし老人一人で生活することになり、何かすぐ近くの人に連絡できる手段、電話利用がほしい。介護保険をもっと簡単に使えるようにしてほしい。月1回くらい弁当配付してほしい、割安有料で集団ランチでもいい。私はこれから介護に向き合わなければいけないときです。主人は今病院にいます。退院したら私が世話をしなければならぬのに、私は現在仕事をしています。仕事をどうすればいいか、やめれば生活していけないので、施設に入れることも考えています。

どれも切羽詰まった訴えです。国民年金の方は年金の額も少ないので、老人施設に入ることも難しいのでしょうか。公立の特別養護老人ホームはあがたの里だけですが、今は何人待ちなのでしょう。また、国民年金の人でも入れるような施設はありますか。なければつくってもらえないのでしょうか。特に、一人暮らしの高齢者にとって、安心して入れるような安いところがほしいのです。最近人手不足で訪問介護に手が回らないと聞きますが、いかがでしょうか。人手が足りないときは、どのようにして補っているのでしょうか。

最後に、うれしい便りも来ているので、紹介します。

老人福祉や介護関係については、津幡町は頑張ってくれていると評価します。うちの場合、母がまだ介護認定がつかないころから、地域包括が早くから動いてくれて、とても助かりました。独自の支援制度もあり、金沢市に比べて対応がきめ細かく、ありがたかった。

私の母のときも施設入所のとき、同じように感じました。他町にいたので、介護認定が済むまでずっと待たされて、何もしていただけませんでした。津幡町のよいところはずっと続けていた

だきたいと思います。先に述べたいろいろな方からの思いも、名前がわかれば包括の方がすぐにもその方のところへ出かけていただけるのに、名前がないのが本当に残念です。

では、福祉課長、よろしくお願いいたします。

○森山時夫議長 長福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 塩谷議員の介護保険についてとの御質問にお答えいたします。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え合うことを目的に、平成12年に創設され、現在では、介護が必要な高齢者を支える制度として定着してきております。

本町におきましても、国が定める基本指針に即して、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の実情に応じた介護保険事業計画を策定し、さまざまな事業に取り組んでおります。

近年、高齢化が進み、一人暮らし高齢者や夫婦のみの世帯の増加が見込まれています。御質問の公立のあがたの里は何人待ちなのかにつきましては、あがたの里は、社会福祉法人津幡町福祉会が経営している特別養護老人ホームであります。入所の申し込み者数は、随時変動しておりますが、令和5年2月1日現在で、入院治療中の7名を含めた29名とのことです。介護度や家庭環境など、さまざまな状況から審査し、対応しているとのことでございます。

次に、安心して入れる施設をとのことですが、介護保険制度では、施設サービスの費用は、要介護度によって異なります。また、所得額によって、限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度があります。町地域包括支援センターでは、介護や支援が必要な状態に応じて、専門の職員が対応し、経済状況も含めて施設入所の相談ができます。御自宅での生活に不安を感じるようになった場合には、お気軽に御相談していただきたいと思います。

御質問にありますように、全国的に介護分野の人材不足が問題となっております。町内の事業所におきましても、人手が足りないときは、ハローワークや派遣会社を活用したり、外国人労働者の受け入れ等を行い、人材の確保に取り組んでいると聞いております。

また、本町では、介護職員を対象にした研修会や、連携を促進するための連絡会等を開催しており、介護人材の定着支援に取り組んでいるところでございます。

議員の御質問にありましたさまざまな御意見も参考に、今後も引き続き、きめ細かい対応を行い、町民の皆様が、安心した生活を送ることができるよう、介護保険制度の適切な運営と、相談事業を含めた各事業の実施に努めてまいります。

○森山時夫議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問いたします。

国民年金で入れるような施設っていうのは、あるのでしょうかないのでしょうか。

もう1つは、訪問介護でいろいろな家事のことも手伝ってもらっているのですが、その人たちが現在、足りないっていうことはないのでしょうか。そこをもう一回はっきりとお願いします。

○森山時夫議長 長福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

御質問の1つ目の国民年金での入所可能かというお答えに関しましては、さきほどもお答えさせていただきましたとおり、介護保険制度における施設サービスの費用は、その方の所得によっ



て負担する金額が異なります。施設サービスの費用は、要介護度のほか、施設の職員の体制、あとお部屋のタイプ、また御本人の介護保険の自己負担割合によっても金額が異なってきます。個々に応じて対応していくため、また町地域包括支援センターでの相談を御利用いただければと思います。

御質問2つ目の訪問介護の人材不足につきましては、町内の事業所の現状では、直接人材が不足しているとお声は今のところ聞いておりませんが、全国的に訪問介護の人手不足というものが深刻化してきております。国では、在宅サービスの質の維持・向上をさせるため、訪問介護と通所介護を組み合わせた新たなサービスを考えているという動きもありますので、今後、国の動向も注視しながら、町の体制も考えていきたいと思っております。

ただ、介護保険制度は国の制度でございますので、あくまで国の基準に基づいてサービスを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森山時夫議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 国民年金だから入れないってということはないわけですね。

その方その方の介護度によって、あるいはどういう施設を選ぶか、介護度がどうかということをお勘案して考えてもらえるということですね。そしたら、そういうことを伝えるといいなと思います。わかりました。

それから、訪問介護も今のところ人手不足ではないということなので、それも安心しました。でもずっと安心かということとそうでもないような感じですので、ぜひ何とか人手が足りるようにということをおっしゃっています。

では、次の質問に移ります。

中学生の給食費を無償にということで、質問をいたします。

岸田首相は施政方針演説で、将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を6月の骨太方針までに示すと打ち出しています。拡充される措置もあります。出産育児一時金が2023年4月から42万円から50万円になります。出産・子育て応援交付金が新設されます。妊婦が妊娠期と出産直後に面談を受けると、それぞれ5万円相当のクーポンなど、自治体などの判断で現金も可ということですが、10万円相当の支給がされます。ヤングケアラーへの支援は、2023年度予算案では216億円です。実態調査への補助、ヤングケアラーについての研修、病院や行政手続の際の通訳派遣等を行う自治体への支援などが拡充されました。このように岸田首相が子ども予算に取り組もうという姿勢を見せたことは、子供の減少がこれ以上続けば、大変なことになるという危機意識があったからということです。

国が子ども予算を倍増するというなら、地方でも子供の予算を何とかふやせないものかと思えます。学校給食費の無償化に取り組むことはできないでしょうか。中学校全員無償化なら7,800円でできます。現在は、児童生徒を3人以上有する保護者のうち、低学齢の2人を除いた高学齢の児童生徒分の学校給食費を対象として、助成金を交付しています。そういう家庭が110世帯あります。しかし110世帯ではあまりにも少ない。中学生だけでも1,091人います。せめて中学生だけでも給食費は全員無償にさせていただけないでしょうか。子育て支援への本気度も伝わります。金銭的にもそんなに大きくありません。町民アンケートに次のような記述がありました。電気代、ガソリン代、食料品等々、生活必需品の値上がりは節約が難しく、給与等収入が上がらないこと

には家計が苦しくなります。将来の子供の学費の貯蓄が不安です。と、値上がりで生活が苦しくなっていることが書かれています。子供たちの給食費も大変です。今、給食費を無償にしていたら、そのありがたみは増すと思われます。町長の決断が待たれます。憲法第26条にもあるように、義務教育はこれを無償とすることを、教科書が無償であるごとく、給食費も無償にしていきたいと思えます。

町長にお聞きいたします。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中学生の給食費を無償にとの御質問にお答えいたします。

令和4年、昨年12月の会議におきまして、塩谷議員に小中学校の給食費無償化についてお答えしましたとおり、本町では、令和2年10月より、町立小中学校と特別支援学校に在籍する児童生徒を3人以上有する多子世帯の保護者に対し、低学齢の2人を除いた高学齢の児童生徒分の学校給食費を無償化しており、令和3年度は114世帯121人分を、今年度は現時点で115世帯122人分を無償としております。

また、昨年9月からは、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に支給しております就学援助費のうち、学校給食費分を増額し、これまで保護者からの集金額の約80%相当額としていたものを全額支給に変更いたしました。このことにより、令和4年度は小学生151人に、1人当たり年間約5万5,600円、中学生は101人に、約6万3,000円の助成を行う予定となっております。令和5年度は、小学生1人当たり年間約6万円、中学生は約6万8,000円の助成を行うこととなります。

さらに、今年度は、コロナ禍等において食材費等が高騰する中、給食費にかかる保護者負担をふやすことなく学校給食を円滑に実施するため、各学校で設定しております1食当たりの給食費に対して、小学校で20円、中学校で25円を助成いたしました。

繰り返しになりますが、現在のところ、本町では全ての小中学生の給食費を無償化する予定はございません。給食費を含めたさまざまな教育に係る費用につきまして、引き続き調査検討を行い、学校における子育て支援の方策の一つとして、保護者の教育費負担の軽減に向けた取り組みを、多方面から進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、令和5年度も食材費等高騰対策といたしまして、給食用食材費の一部を引き続き助成することとしておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○森山時夫議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 給食用食材費なんかも負担していただけるみたいですが、それは大変ありがたいのですが、さっきも言いましたように中学生1,091人います。それで、今の状態ではちょっと少なすぎるんじゃないかなと思っています。穴水町、加賀市、小松市、野々市市などが無償にするということを決めています。津幡町もそれと同じように、町長の決断がぜひ必要だと思っています。ちょっと残念です。

3番目の質問に移ります。

75歳以上の方にタクシー券をとということで、質問いたします。

現在、障害のある方と要介護2以上の方にタクシー券が出されています。車を手放すと本当に不自由になります。バス停と我が家の距離が離れていると特に感じます。バス路線の近くに家があればまだしも、そうでなかったらバス停までどうやって行こうかと考えるか、タクシーを頼むことになります。介護施設を利用している人は、そちらで店や病院までの送り迎えはお願いできるでしょうが、利用していない人は自分で考えないといけません。Aコープに行くと、ときどきタクシーに乗って買い物にいられている人に出会います。タクシー券があるのかなと思ってしまいますが、本当のことはわかりません。タクシー券があると買い物にも病院にも行きやすくなります。

介護認定1以下の人と介護認定を受けていない人で、運転免許証を返納した75歳以上の方、それにもともと運転免許証を持たない人に、タクシー券を交付してほしいと思います。

健康福祉部長、よろしくお願いいたします。

○森山時夫議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 75歳以上の方にタクシー券をとの御質問にお答えいたします。

本町では、外出支援事業の助成制度として、介護保険の認定者や身体に障害のある方を対象に利用料金の一部を助成しており、町営バス利用券、または町内事業所におけるタクシー利用助成券のどちらかを選択できるものとなっています。

また、これまでも同様の御質問に何度かお答えしておりますとおり、助成対象者は公平性の観点から、年齢を75歳以上と限定するのではなく、身体状態に一定の基準が必要であるとの考えに、変わりはありません。

介護保険の認定者は、要介護1の認定を受けている方のほか、要支援の認定者においても対象となり、自分で運転して外出できない方で、介護保険の認定を受けた全ての方が対象となります。また、運転免許証を返納した方に対する助成として、本町では、高齢者運転免許自主返納支援事業を行っており、町内在住で65歳以上になって以降、運転免許を自主返納された方には、町営バスの無料回数利用券を交付しています。利用券の交付は無制限となっており、運転に不安を感じる高齢者の方が安心して利用できる移動手段の一つとなっています。

さらに、乗車料金無料の福祉バスを全8路線、各地区を週2回、福祉施設や医療機関などを利用しやすいように運行しており、外出の利便性の向上を図っているところでございます。

町といたしましては、高齢者や障害をお持ちの方が、住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるように、助成制度の周知を行い、利用しやすい外出支援の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○森山時夫議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 バスではどうしても都合が悪いことがあります。特に家からバス停が遠いとか、ということになると本当にどうやって行こうかということをお悩んでしまいます。ぜひ、タクシー券ということをお願いしたいと思うんですが、ちょっと今回は残念なことでした。また、要望したいと思います。

これで、私からの質問を終わります。

○森山時夫議長 以上で、10番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、3番 竹内竜也議員。

〔3番 竹内竜也議員 登壇〕

○3番 竹内竜也議員 3番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、3項目について質問いたします。

まずは、自治会・町内会の持続可能性についてです。令和3年3月に策定した、改訂版の町都市計画マスタープランでは、参画と協働に関連して町民のまちづくりに対する参画意識、その意欲を問うアンケートに基づいた分析がなされています。そのデータを参照すると、積極的に参画したいとの回答が2%、可能な範囲で参画したいとの回答は32%、要請があれば参画するとの回答が35%となっており、回答なされた方の約7割が何らかの形による参画意欲をお持ちであることがわかります。

また、参画したい分野、活動について複数回答という形式を取っていますが、回答なされた方の37%が、自治会・町内会の活動をあげていらっしゃいます。

そうしたことから、地域コミュニティの大切さを感じていらっしゃる住民像をうかがい知ることができるのではないのでしょうか。

その一方、地域コミュニティに関する研究会が昨年4月に公表した、地域コミュニティに関する研究会報告書では、自治会・町内会が抱える現状の課題として、役員・運営の担い手不足、役員の高齢化、近所付き合いの希薄化が指摘されています。

また、住民の立場からは、活動や運営方法が時代に合わず魅力を感じられないことなどが自治会・町内会離れの一因となっているのではないかとの推測がなされています。

改訂版の町都市計画マスタープランの中でも、都市化の進展による連帯意識の希薄化や少子高齢化の進行によるコミュニティ機能の低下について懸念が示されているように、自治会・町内会の持続可能性が問われていることは明らかです。

地方制度調査会は、2040年ごろから逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申、2040年ごろとは、人口減少の深刻化と高齢者人口がピークを迎えるころに当たりますが、この答申の中で、共助の担い手の活動基盤の強化について、市町村は、多様な住民が継続的に活動に関わるための仕組みづくりや、人材、資金、ノウハウ等の確保へ向けた支援等を、地域の課題やコミュニティ組織の活動状況に応じて適切な手法を組み合わせながら、積極的に行っていくことが求められると指摘しています。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。政策の実現や事業の執行など、町政運営のパートナーとして捉えた場合の自治会・町内会に対し、どのような期待をお持ちでしょうか。

次に、2点目です。近隣住民による助け合いや支え合いの機能を大切にし、自治会や町内会運営の持続可能性を追求するに当たり、必要であると思われる効果的な支援策について、どのような考えをお持ちでしょうか。

以上、総務部長にお聞きいたします。

○森山時夫議長 吉田総務部長。

〔吉田二郎総務部長 登壇〕

○吉田二郎総務部長 竹内議員の自治会・町内会の持続可能性についての御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、町政運営のパートナーとして捉えた場合の自治会・町内会に対し、どのよう

な期待を持っているかについてお答えいたします。

社会の価値観や経済情勢の変化に伴い、住民ニーズが多様化・高度化していく中で、行政運営が役所からの一方通行とならないよう、行政のあり方にも変化が必要であると感じております。

各区、自治会・町内会は、地域コミュニティーの基盤として、防災活動や地域福祉の向上を初めとする町民生活向上のための活動に重要な役割を担っていただいております。

また、まちづくりの観点からも意見や要望をいただくなど、政策決定や計画策定に大きな役割を果たしていただいております。

各区、自治会・町内会におかれましては、町民主体のまちづくり、協働のまちづくりのため、今後も積極的に活動を展開していただき、さらなる町政への参画を期待しております。

そのための方策となる、御質問の2点目、自治会・町内会運営の持続可能性を追求するために必要と思われる支援策について、どのような考えを持っているかについてお答えいたします。

各区、自治会・町内会の抱える現状の課題として、高齢化等による役員等の担い手不足、あるいは時代の変化に応じた運営方法の工夫の必要性など、さまざまな課題が存在していると認識しております。

本町では、そうした地域の課題に対応するため、矢田町長の指示により、令和3年1月の役場組織改編で、企画課に地域づくり推進係を設置し、将来を見据えた地域づくりについて調査研究を始めております。

地域の皆様が主体的に地域に関わり、地域づくりに参画できるコミュニティーの形を模索するとともに、各区、自治会・町内会を初め、地域の各種団体等が取り組む福祉、防災、社会教育など、各分野の活動を行政の縦割りのではなく、一体的・包括的に支援・連携できる地域の体制を研究しているところでございます。

さきほども申し上げましたが、時代・社会の変化に応じて行政と地域の連携の形も変化する必要があると思っております。地域の方々とその変化の必要性を共有しながら、地域のコミュニティー組織に対する支援を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○森山時夫議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 行政運営のパートナーとして期待していることを、持続可能な運営のための効果的支援策についてお聞きをいたしました。地域コミュニティー組織のリーダーとしての区長を介してということになるかと思いますが、連絡調査であったり、各種文書の配付、要望事項の取りまとめ、これ、御答弁の中にもありましたけれども、そういった際にこれまでもその機能性が生かされてきたのかと思います。

吉田総務部長におかれましては、4月以降、まだまだフリーな体にならないのかとは思いますが、これまでも公務のほかに、たぶん地元に戻られたらいろいろと地域の活動に携わってこられた、私もそのお姿は十分拝見しております。4月以降はさらに地元に戻られて、そういう活動にこれから、たぶん今以上におそらく期待が高まるお一人かなと思いますので、私からもよろしくお願いをしたいと思います。

総務省の自治行政局市町村課による直近の自治会町内関係のアンケートの結果というものを、つらつら見てみると、いかに負担感を解消し、無理なく活動を継続しているか、これはどこも同じなんだろうと思いますけれど、結局のところ、そのことにたどり着くのかなと思います。アンケート結果の中でも負担の軽減あるいは合理化といったことから、自治会活動のデジタル化の有

用性として、電子回覧板による情報伝達の速達性の確立、事務の簡素化であったり、災害時における安否確認が上げられています。電子回覧板につきましては、お隣の金沢市が電子回覧板、結ネットを導入なさっています。自治会町内会活動のデジタル化としては、それぞれの自治会の中でLINEグループなどをつくり、連絡等に活用なさっていたりするのかと思いますが、当町では災害行政情報の伝達について、希望する区につきましてはメールでやり取りしているのかと思いますが、行政サイトと自治会、町内会サイトを省力かつ即時につなぐためのデジタル化の推進についても、持続可能な運営につながる支援策のあくまでも一つということになるかと思いますが、研究、検討をと申し上げ、次の質問に移ります。

続いて2項目め、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンについてです。

首相補佐官による性的少数者への差別発言、これは先月3日の深夜にあった記者団による囲み取材の場で、同性婚に対する見解として、隣に住んでいたら嫌だ、見るのも嫌だなどとコメントしたもので、首相が国会で、社会が変わっていくと答弁したことを問われた際に出たものですが、この件に対し世論は敏感に反応し、すぐさま更迭に追い込まれたというものです。

この発言を受け、2月11日から13日にかけて実施された共同通信社による全国緊急電話世論調査では、LGBTなど性的少数者への理解増進法が必要だとの答えが64.3%に上っています。

今回のような責任ある公人から発せられた差別発言は、撤回云々、あるいは謝罪する、しないというようなレベルの問題では到底ありませんが、多様性を認め合う社会の実現に向けた、少なくとも反面教師としなければならないのではないのでしょうか。

こうしたタイミングで、県では、パートナーシップ宣誓制度の創設を合む、多様な性に関する理解を増進することを目的とする条例の制定を目指しており、来月にはそのための有識者会議を設置するようです。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。持続可能な社会の実現に向けて、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンが重要なキーワードになるかと思いますが。

多様性を認め合う包摂的な社会について、どのような考えをお持ちでしょうか。

次に、2点目です。世田谷区と渋谷区が、2015年11月5日にスタートさせた、いわゆるパートナーシップ宣誓制度は、渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査によると、全国254の基礎自治体にまで広がりを見せているようです。

県内でも、2021年7月1日に金沢市が、2021年12月10日には白山市が、そして野々市市が2022年12月4日に同様の制度を導入しています。

それでは、当町に目を向け、第3次男女共同参画推進プラン策定のため、町民向けに実施したアンケートの結果を参照すると、性的少数者やLGBTという言葉について、どの程度知っていますかという設問に対し、61.7%の方が言葉と意味の両方を知っていると回答なさっており、これに言葉は聞いたことがあるが、意味は知らないと回答なさった方を加えると87.8%に上ります。9割近くの方が何らかの形で性的少数者やLGBTという言葉に触れていることがわかり、理解の差こそあるのかもしれませんが、その認知度は高いと言えるのではないのでしょうか。

当町においては、石川中央広域圏男女共同参画推進協議会によるリーフレット「いろいろちがってみんないい」を活用し、性の多様性や性的少数者に対する理解が進むよう、普及・啓発の努力がなされてきています。こうした努力によって、アンケートを実施した当時よりも認知度がよ

り高まり、理解もさらに進んできていると考えられるのではないのでしょうか。

アンケートでは複数回答を可としているものとして、性的少数者に対する理解の促進や支援には、どのようなことが必要だと思いますかという設問に対し、パートナーシップ宣誓証明書の発行等、社会制度の見直しと回答なさった方は32.0%でしたが、性の多様性や性的少数者に対する理解が進むよう普及・啓発の努力がなされてきたことにより、こちらの比率についてもアンケートを実施した当時と比べ高くなっているのではないのでしょうか。

令和4年3月会議における道下議員の一般質問に対し、町長は理解の高まりを踏まえ、パートナーシップ宣誓制度の導入について検討してまいりたいと答弁なさっていますが、その機は熟したというべきではないのでしょうか。

パートナーシップ宣誓制度の導入について、どのような考えをお持ちでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

**○森山時夫議長** 発言の途中でありますが、この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

〔休憩〕 午前11時58分

〔再開〕 午後1時00分

**○森山時夫議長** ただいまの出席議員数は、15人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

**○矢田富郎町長** ダイバーシティ・アンド・インクルージョンについての御質問にお答えいたします。

御質問の1点目にあります、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンとは、多様性を認め、受け入れて生かすこと、つまり、性別や年齢などが違う人々に、それぞれの個性や能力に応じて活躍できる場を与えようという考え方になると理解しております。

また、多様な人が集まり、お互いを認め合い、受け入れる機会と風土を作り出す取り組みは、持続可能な社会の実現の一助になると考えております。

多様性を認め合う包摂的な社会につきましては、性別や年齢などにかかわらず、全ての人が互いにさまざまな違いを認め合い、尊重し合う共生社会の実現は非常に重要なことであると認識しております。

本年2月に策定いたしました、第3次津幡町男女共同参画推進プランにおきまして、新規の施策として、多様性が尊重される環境づくりをあげており、多様性を認め合う包摂的な社会の実現に向けて、多様性への理解促進や相談体制の充実などの取り組みを進めてまいります。

御質問の2点目、パートナーシップ宣誓制度の導入について、お答えいたします。

第3次男女共同参画推進プラン策定のためのアンケート実施時と比較して、現在はさまざまな関係団体や自治体の普及・啓発活動により、性的マイノリティーへの理解が進み認知度や機運が高まっていると感じております。

また、多様な人々が活躍し共存できる社会の実現に当たっては、性的マイノリティーへの理解促進や相談体制の整備はもとより、その方々が暮らしやすい環境づくりにも取り組んでいく必要もあると考えております。

さらに、パートナーシップ宣誓制度のように、性的マイノリティーのカップルが互いをパートナーとして誓い合ったことを自治体が認め証明する制度は、性的マイノリティーの方々の生きづらさを解消し、暮らしやすさにつながると考えております。

つきましては、本年9月を目途に本町におけるパートナーシップ宣誓制度の導入について、準備を進めるよう既に指示をしたところでございます。本制度の導入を契機に、性的マイノリティーへの理解がさらに広まり、全ての人が性別にかかわらず個性を持った一人の人間として自分らしく、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○森山時夫議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 多様性を認め合う包摂的な社会に対する御所見、共生社会の実現が重要だという、強い意思表示があったと思います。パートナーシップ宣誓制度の導入に対するお考えもお聞きすることができました。一般的にこの制度については実効性とか、効果・影響という意味での実効性ですけれども、これまでよく言われてきているのが、こうした制度には、そもそも実効性がないという論調であったかと思えます。しかし、尊厳を守るということであったり、町長の御答弁の中にもありました生きづらさの解消につなげるという意味からも、一人一人を大切にするという意思表示、宣誓でもあると思えます。

町長が御答弁の中で9月目途ということで、半年後ということになりますが、すでにパートナーシップ宣誓制度の宣誓に向けた御指示をなさったとお聞かせいただきました。その町長の強いリーダーシップに賛同を申し上げ、次の質問に移ります。

それでは最後、3項目め、こどものウェルビーイングと子育てへの支援、そして給食のあり方についてです。

令和3年6月の教育再生実行会議による第12次提言、ポストコロナ期における新たな学びの在り方については、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至ったとしています。

ウェルビーイングとは、心身ともに健康で持続的に幸福な状態と理解されているものですが、子供のウェルビーイング、特にこちらにつきましては、権利の尊重と自己実現がキーワードとされるべきもので、その道の第一人者でもある木村直子博士によると、子供が心安らぐ安定した生活環境を持ち、希望や夢への期待を持って生活できる状態とされています。

当然、これまでも子供の成長過程に応じた子育て支援が行われてきており、特に近年では、その拡充に注力されてきています。今後はさらに、保護者を主体とした子育て支援はもちろんのこと、それとあわせて、子供を主体として捉え、子育てを支えるという観点にも重きを置くことによって、子供のウェルビーイングを高めることが求められるのではないのでしょうか。

要は、子供の最善の利益をいかに追求していくかが問われているのではないかと考えます。

そこで、以下の3点について質問をいたします。

1点目です。子供のウェルビーイングを高めるための子育てへの支援について、どのような考えをお持ちでしょうか。

次に、2点目です。学校給食に関する課題の一つとして無償化の実現があげられます。

これに関連しては、長引くコロナ禍や物価高騰の影響による経済的負担が増している子育て世帯の支援を目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に充て、時限



措置として、その一部、高騰した分について補助を実施した自治体や、その一方、子供の成長を社会全体で支えるという理念のもと、独自財源を確保することによって継続的な事業として完全無償化を実現させた自治体も現れています。

学校給食費の無償化を巡っては、その早期実現に関する質問主意書に対し、政府は「各義務教育諸学校の設置者において検討されることがふさわしいと考えており」と令和2年2月18日付で答弁していることから、自治体の判断によって実現については可能であることが理解でき、公立学校の設置者において、保護者から給食費、要は食材費を意味しますが、これを徴収しないこととしても何らの問題もないことが明らかにされています。

学校給食費の無償化について、どのような考えをお持ちでしょうか。

最後、3点目です。県ではこの秋以降、1週間程度を想定しているようですが、公立小中学校の給食において農産・化学肥料の使用を5割以上削減し生産した特別栽培米を提供するようです。

第2期津幡町子ども・子育て支援事業計画では、食育活動の充実に係る実施事業として、幼稚園・保育園等・小学校・中学校において、食にかかわる人や地域の食材に対する関心や感謝の心を育む活動と特色ある給食づくりの充実に努めるとしています。

食育とは、食に関する知識とそれを選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされるようですが、このことを踏まえれば、給食事業において使用する食材についても強い関心を寄せる必要があるのではないのでしょうか。

昨年10月に開催された、全国オーガニック給食フォーラムには、基礎自治体の関係者や与野党の国会議員、農林水産省や文部科学省の職員も参加するなど、政府が掲げる、みどりの食料システム戦略をよりどころとして、オーガニック化の推進に向けた動きが広がりつつあるようです。

食育活動の充実にもつながるとされるオーガニック給食の推進について、どのような考えをお持ちでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 こどものウェルビーイングと子育てへの支援、そして給食のあり方についてお答えいたします。

1つ目の御質問、こどものウェルビーイングを高めるための子育てへの支援についてにつきましては、ウイズコロナ・ポストコロナへの対応など、子供を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中におきまして、子供や保護者にとって、ウェルビーイングは重要なテーマであると認識しております。

国際機関や政府において、ウェルビーイング指標の開発が進められ、経済協力開発機構がウェルビーイングのための11の指標を提示しており、これは、生活の質にかかわる暮らしの分野について、物質的な豊かさの指標3つと生活の豊かさの指標8つで構成されております。

私自身もこの指標を達成し、子供のウェルビーイングをかなえることが重要であると考えておりますので、引き続き、町の未来を担う子供への投資といたしまして、保護者の子育て支援の拡充を図るとともに、子育てへの支援として、主体的に行動できる子供を社会全体で育てる施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2つ目の御質問、学校給食費の無償化については、先ほどの塩谷議員への質問にお答え

したとおりでございます。

学校給食法におきましては、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費や、学校給食に従事する職員の人件費などの運営に関する経費は、学校の設置者の負担とされ、それら以外の学校給食に要する経費は、学校給食費として保護者の負担とすることとされております。

本町は、現時点では、この学校給食法に則り、保護者から必要な御負担をいただいておりますが、先ほどの答弁でもありましたとおり、まずは多子世帯や就学援助世帯などの経済的な負担が大きい御家庭への支援を優先的に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、3つ目の御質問、オーガニック給食の推進についてにつきましては、県では、新年度以降、農薬や化学肥料の使用を削減して生産した特別栽培米を、公立小中学校の学校給食で1週間程度提供するとのことですが、本町におきましては、すでに平成21年度から、小中学校の学校給食で週に4回、農薬や化学肥料の使用を低減した津幡産のお米を使用しております。これは、本町の農業振興への取り組みとあわせまして、子供たちにより安全安心でおいしい給食を提供したいという考えで実施しているものです。

また、本町の認定こども園では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、毎年、食育計画を作成し、教育・保育に食育活動を取り入れております。

園児みずからが、園庭での野菜の栽培や収穫、調理を通じて、五感で食材を味わい、食材や食にかかわる人に関心を持つことができるよう取り組んでおります。

今後も引き続き、給食食材のオーガニック比率の向上を推進し、食育活動のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

**○森山時夫議長** 竹内竜也議員。

**○3番 竹内竜也議員** こどものウェルビーイングを高めるための子育てへの支援、そして学校給食費の無償化、オーガニック給食に対する御所見をお聞かせいただきました。

こどものウェルビーイングを高めるための子育てへの支援につきましては、OECDの指標を上げていただきながら、子供を主体として捉え、子育てを応援する、子育てを支援する施策をさらに進めていくという強いお言葉がありましたので、私もそちらに子を持つ親として期待をしていきたいと思っております。

そして、権利の尊重と自己実現がキーワードとなる、今回のこどものウェルビーイングについてなんですけれども、議会改革検討特別委員会における議論の中でも、子ども基本条例の制定が重要な検討課題として上げられており、今任期の積み残し課題となっているのが実際のところですが、あくまでも議会が主体となってまとめることができればと切に願っておりますので、4月30日以降も議会の一員としてこの場に立つために、不屈の精神と穏やかな心で臆することなく前に進むと申し上げ、以上、3番、竹内竜也の一般質問を終わります。

**○森山時夫議長** 以上で、3番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

**○5番 西村 稔議員** 5番、西村 稔です。

質問に入る前に、一言述べさせていただきます。

任期中最後の質問の機会を与えていただき感謝いたします。

世界の情勢はロシアとウクライナの戦争が1年を過ぎ、核の使用も辞さない、ちらちら出てきています。トルコ、シリア大地震が発生し5万2,000人以上の死者や260万人の被災者、140万人の避難民が出ているとのこと。急激な円安に見舞われ、世界では金利上昇が続き、再び経済の停滞を招くと思われ。日本でも金利上昇が懸念されます。

そういう中、津幡町でも4人の部長、1人の課長さんの定年があります。長年の奉職に対し感謝いたし、定年後の御活躍を期待しております。また、1月末の氷点下の気温により、まだ確定ではないですが、津幡町1万2,000所帯の中、98件、0.8%での件数での管破裂があり、通常使用量の約1.4割程度の漏水があったそうです。先ほど来の御答弁に空き家での漏水との回答ですが、空き家はすでに水を止めてあるので、私は大した問題ではないかと思うので、一般に使用している家庭の水が漏水したのかと思われ。

日ごろの上下水道課が、町民に対しメーター器の位置やパイロットの回転、凍結が予想される時、微量の通水など啓蒙している成果で、大規模な断水が免れたと思います。さらなる御指導をお願いするものです。

また、令和5年に入ってから2件の老人宅火災が発生し、2件とも痛ましい結果となり、今後、火災を検証して火災予防に取り組まなくてはならないことや、防火水槽の設置、消火栓の整備が必要と思われ。また、延焼を食い止めた消防署員や消防分団の御尽力、消火活動の能力はすごく長けているように思い、感謝の念に堪えません。

そういう社会情勢のもと進んでいる中、体験型観光交流公園の完成までの進捗計画はどのようになっているか、産業建設部長にお尋ねいたします。

平成25年12月、2013年12月、10年を経過した体験型観光交流公園は、令和13年完成予定になっているが、来年度から完成までの年次ごとの進捗について、具体的な工事計画と費やす予算について回答を求めます。

石川県は、森本地区の農業公園予定地に県消防学校を建設するとのことですが、なぜ農業公園を着手せず、公園予定地を変更したのか、その経緯を聞かせていただきたい。

県ですら農業公園を中止するのに、津幡町が8年後の令和13年度完成に向けて事業を続けるのかについても回答を求めます。

○森山時夫議長 山崎産業建設部長。

〔山崎 勉産業建設部長 登壇〕

○山崎 勉産業建設部長 西村議員の体験型観光交流公園についての御質問にお答えいたします。

平成25年度に策定した体験型観光交流公園基本計画では、整備スケジュールは、1期目は平成27年度～令和元年度、2期目は令和3年度～令和7年度、3期目は令和9年度～令和13年度を予定しており、1期目事業費は9億3,000万円、2期目事業費は6億7,000万円、3期目事業費は3億3,000万円で、全体事業費は19億3,000万円を予定しておりました。

本年度は、公園本体の基本設計業務を発注しており、それにより現地周辺を詳細に調査し、より正確な概算工事費の算出と、より詳細な施工計画の整理がされる見込みです。

今後の整備スケジュールは、今ほど申し上げた基本設計の中でより詳細な施工計画が整理された後にお示ししたいと考えております。

次に、石川県がなぜ農業公園を着手せず公園予定地を変更したのか、その経緯を聞いていただきたいとのことですが、県の担当部局に確認したところ、この件に関しましては、石川県が判断した話であり、お問い合わせをいただければ対応いたしますとの回答をいただいておりますので、私からの答弁は控えさせていただきたいと存じますので御理解願います。

最後に、県ですら農業公園事業を中止するのに、津幡町が8年後の令和13年度完成に向けて事業を続けるのかについてですが、将来の津幡町にとって、本公園整備は、農業を切り口とした観光交流拠点として、町に元気とにぎわいをもたらす大事な事業であると考えております。

以上です。

○森山時夫議長 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 今ほど回答をいただきありがとうございます。

13年後、モミジが色づくには、まだ50年、100年後かもしれないけれども、津幡町の将来が明るくなるということなんで、本当にいいことだと私は思います。でも、お金が要りますので、もっと違ったことに使ったらいいんじゃないかなと思います。

続きまして、それに関連しまして、町長さんの考え方を聞きたいものですから、関連質問をいたします。

2問目、私は関東東北大地震のあった4月に津幡町議会議員に初当選して以来、人として津幡町として何が一番大事かと思い、津幡町の魅力づくりに邁進してまいりました。教育、文化、スポーツ、経済、交通、道路、そして安心安全に暮らせる町、津幡町こそ自分の生きる町と思っております。

最近の国政は増税ありきで、高齢者や低所得者、中小零細企業、農漁業、林業等の従事者の生活が損なわれつつあります。東北の震災には復興に30兆円、コロナ関連では100兆円が使われております。日ごろスーパーの買い物で、どの店が1円安いかと考えて買い物をしている私とは大きな差があり、数字ありきの国政だと思います。支持率30%で国政を動かしていることに甚だ疑問に思っております。法律にも矛盾したところが多々あります。民主主義は多数決で決めるものではないと思っております。幅広く深い審議をしなければならないと思います。

矢田町長には、先代から必ず再選されるシステムがあります。もはや、津幡町の象徴的存在であります。このシステムは誰もが壊すことはできません。

ゆえに、多数決で決めるのではなく、より深く議論を交わし、少数意見に配慮して決定し、町民万人に信頼される町長になり、後世までも語り継がれる矢田富郎であっていただきたいものです。

私が訴えていた町営バスの小型化も4月から運行されると新聞にあり、ようやく重い腰を上げたのかと思っております。机上の計画のように思います。果たして、お年寄りがスマートフォンで予約できるのかと、また最適ルートで運行とありますが、町営バスはタクシーではないのであります。ルートを決めて、待ち時間を少なくするために運行回数をふやして便利にしなければならぬと思います。

私の12年間の一般質問は、3年、5年、10年後の津幡町のあるべき姿に対して質問していたため、一体、西村は何を言いたいのか、理解できない人も多いと思われるのが常であります。

体験型観光交流公園の完成は、令和13年となって、8年後の完成まで矢田町長は見守る必要があると思っておりますが、そのためには、矢田町長に続投していただかなければならないと思います。

町長職は、津幡町3万8,000人の目が向いている中、町政のかじ取りをしなければならない大変な役職であり、矢田町長を越える人物はいないと、私は思っています。

町長の意気込みを求めます。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 よろこんでいいのか、悩まなきゃならんのか、ちょっと難しいところもありますけれども、答弁をさせていただきます。

体験型観光交流公園の完成に対してとの御質問にお答えいたします。

本公園につきましては、昨年6月会議の所信表明において、決意を述べさせていただいたとおりであり、現在もその気持ちに変わりはありません。

なお、本公園完成までの続投についてということでございますけれども、3年余りの任期を残した中で、去就に関して明言するべきではないと存じますが、今後も体験型観光交流公園等の観光名所の創出や交流人口の増加に限らず、あらゆる面で津幡町の発展に尽力していきたいと考えております。

そもそもこの体験型観光交流公園は、津幡町にはこれといった観光施設がない、そういったことから、30年後、50年後の津幡町民の皆さんに大きなお土産を残そうじゃないかという思いで、私は議会の皆さん方に相談をさせていただいた次第でございます。

それから、3年後の話、続投についてですけれども、もうすでに何年前になるかな、7、8年ほど前になりますか、女性議員さんから、この計画が17年間あると言いましたら、「あんた、17年間も町長をやっとるつもりなんですか」というようなことも言われたこともございます。その折には、4年に1度、選挙をしなきゃならん立場にある。議員さんと同じでございますと、4年に1度選挙をしなきゃいかん、やりたくてもできなくなる場合もありますし、いろんな状況の変化があって、そんな先のことまでは何とも言えませんよ、という話をさせていただいた覚えがございます。

それから、先ほどの山崎部長への質問の中で、県ですら農業公園事業を中止するのに、津幡町が8年後の完成に向けて事業を続けるのかと御質問もあったようでございますけれども、これについて、私がちゃべちゃべと答弁する必要はないのかもしれないかもしれませんが、一言だけつけ加えさせていただきたいと思っておりますけれども、県ができないからある意味では津幡町がやるというふうに私は思っております。

その当時、金沢の農業公園、森本地区の区長さん方から谷本知事が、何とかこれを農業公園にできないのかという陳情を受けたという話を聞かされております。そのときに、ちょうど私も知事のところへ行きまして、農業公園用地はどうされるんですかと聞きました。そしたら、無理ですよと、やるとしても農業の関係でやるとするならば、担い手の育成事業、そういったことならばできるけれども、いま言われているような農業公園的なことは、まずできるとは思っていないということが、当時の知事の口から聞かされました。それであるがゆえに私は、津幡のこの倶利伽羅地区で、体験型観光交流公園をやろうじゃないかというふうに決めたということで御理解をいただきたいなど、だから、県ができないことを何で津幡がやるんやということではなくて、逆に県ができないことを津幡がやるんだということであると御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、この体験型観光交流公園の質問が出ましたので、一言だけ、これもちゃべちゃべと言われるかもしれませんが、つけ加えさせていただきますけれども、西村議員さんの選挙用のリーフレットを見せていただきました。先日、エレベーターの中でお会いしたときも、どうや、どうやということをおっしゃいましたが、あの中に、倶利伽羅塾の奥で38億円以上をかけて開発中の公園事業がありますというようなことを書いてございます。体験型観光交流公園とは書いてありませんけれども、倶利伽羅塾の奥で開発中の公園事業ということになれば、この体験型観光交流公園そのものであると、私は思いますけれども、そうなんです。

〔西村 稔議員 うなづく〕

○矢田富郎町長 それが、38億円という数字が出ておって……。

○5番 西村 稔議員 このいただいた、計画が書いてあった資料にそう書いてあるんですよ。

○矢田富郎町長 あの、よく計算してみてください。19億円しかないはずですから。

それで、私さっそく、産業建設部の関係者に「おい、38億円という数字を、西村さんから資料請求があったときに出したのか」と聞きましたら、「いえ、19億3,000万円という数字は出しましたけれども、そんな38億円というのは出しておりません」ということでございます。出された資料も私、見させていただきました。どれだけ計算しても38億円にはならないということでございますので、もしそういうことであれば、数字は一人歩きする可能性がありますから、津幡町民に間違えた数字を教えるということになりかねませんので、場合によっては、そのリーフレットを回収していただいて、正しい数字に入れ直して発行していただくという作業もしてもらわなきゃならんことになる可能性がありますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○森山時夫議長 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 再質問をするつもりはないので、ちょっと今、感想を言いますけれど、いただいた資料を計算したら38億6,200万円になるんですわ。あの、それだけ自信を持っておいでるし、健康にさえ留意されれば、矢田町長は何回でも当選できると私は思いますので、それだけ素晴らしい公園ですから、ちゃんと見守っていただくよう、次から次へと再選されるように頑張ってください。

〔「いいかげんな男やな」と呼ぶ者あり。〕

○5番 西村 稔議員 よろしく願いします。

○森山時夫議長 以上で、5番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、2番 森川 章議員。

〔2番 森川 章議員 登壇〕

○2番 森川 章議員 議席番号2番、日本維新の会、森川 章です。

本日は、3点の質問をさせていただきます。

質問に入る前に、今年度定年される部課長5名の職員の皆さん、大変お疲れさまでございました。私も春にどうなるかではありますが、職員の皆さんには専門分野のことなど、何度も話をお聞きすることもありました。本当にありがとうございました。

2期8年、津幡町議会議員として務めさせていただきました。町民の声の代弁者として、また現場にこだわる精神で、現場に足を運び、多くの方々の話を聞き、その声を議場という場で訴えてきました。

本日の3問を入れますと、114問の質問をしたこととなります。前向きにとらえていただき、改善されたこと、新しく取り組んでいただいたこと、御配慮いただいたことも多くあります。改めて感謝を申し上げます。しかし、まだ検討中である案件もあり、今後、その声への取り組みに期待するものであります。

町民の生活が、さらに豊かになることを願い、質問に入らせていただきます。

1問目は、次世代への投資についてです。

日本維新の会は、次世代への投資を掲げ、古い政治を壊し、そして新しい政治をつくることをスローガンに、教育、子育てへの徹底投資を政策として具体的に取り組んでいます。出産の無償化、教育の無償化を訴え、自治体によっては、公立大学の無償化にも現在取り組もうともしています。

私の歳が50歳です。第2次ベビーブームと言われる年代であります。日本全国に200万人の同級生と言いますか、同年代がいます。近年、年間に生まれる子供たちは約80万人、6割が減少している現状であります。また、この80万人を切ったと言われるこの状態は、17年の国の推計より11年早い現状になっています。

津幡町においても同様の状況で、私の同級生が450人程度、令和4年度に生まれた子供が243人、日本全体の現状よりは少しはよいのかもしれませんが、この現実、将来の社会に危機感すら覚える状態であります。

津幡町としても、この人口減少に何らかの策を打ち、講じていかなければならないと考えます。

具体的な改革が必要になり、国が行うべき、県が行うべきということも考えますが、町としても先進的に取り組める政策を行い、子供を産み育てやすい環境をつくる必要があると感じています。

昨日の町長の議案上程の言葉にも、何度も子供を産み育てやすい環境とお話をしています。さらなる抜本的な改革によって、財源を子育てや、そして教育、保育などにしっかりと充てていく、そういう次世代への投資が必要なのではないかと考えます。

町の今後の施策をお伺いしたいと思います。

矢田町長、よろしく願いいたします。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森川議員の次世代への投資についての御質問にお答えいたします。

人口減少に関しましては私も憂慮しており、その進展を食い止めるためには、子供を産み、育て、学びを得るといった各段階における取り組みが必要であると考えております。

まず、人口減少は少子化に起因するものであり、その原因の一つとして、男女の未婚化が挙げられます。

結婚を希望する独身男女やその親に対して、結婚推進員を通じた結婚の相談やあっせん、婚活イベントの開催による出会いの場の提供などを行っております。これにより、未婚化や晩婚化、非婚化によって加速する少子化問題にブレーキをかけるとともに、さまざまな子育て支援策等により、安心して子供を持つことができる環境を整えたいと考えております。

具体的には、不妊に悩む夫婦の経済的、精神的負担の軽減を図るための不妊・不育治療費助成の実施や、妊娠届を出された妊産婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、保健師、管理栄

養士に加え、新たに助産師による訪問の実施、虐待リスクを抱えた家庭に対してもヘルパーを派遣するなど、妊娠・出産期での支援を拡充いたします。

出産後の子育て支援といたしましては、これまでの子育て支援施策に加え、令和5年度から、子ども医療費に係る1人1月当たり1,000円の自己負担の無償化及びインフルエンザ予防接種の対象年齢を拡充し、助成回数を拡大いたします。子供が無償で医療を受けられる体制の構築及び保険診療外に係る助成により、保護者の負担を軽減し、誰もが安心して医療を受けられる環境を整えます。

また、令和3年度で閉園となったつばた幼稚園舎を大改修し、福祉教育プラザを開館いたします。当プラザでは、子育てや教育相談等に関する機能を集約させ、親子支援センターを移転することとしております。移転後の同センター運営についてですが、これまで週4日型であったところ、週6日型に開所日数をふやし、事業の拡充を図ります。

さらにプラザを活用し、生活困窮家庭の子供や不登校児、ヤングケアラーなどの要支援児童に対する見守り活動を充実させ、適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

教育の分野では、学校施設のバリアフリー化の整備や就学援助費の拡充等により、子供たちの学びの環境を整えるとともに、科学教育振興事業や小学生国内派遣交流事業、中学生海外派遣交流事業等の町独自の事業も継続して行います。

ここまで、子供の各成長段階における主な事業について申し上げましたが、いずれも、子供たちが家庭環境や経済状態にかかわらず、心も体も健やかに成長するために必要な施策であり、豊かな現在を形づくるための投資であると捉えております。さらに、子供の教育環境の充実は、将来を担うグローバルな人材を育てることとなり、津幡町の継続的な発展、成長につながっていき、10年後、20年後、30年後の未来へ続く大切な投資であるとも考えております。

今後、さまざまな事業の中でも、特に子育て支援施策等に重点を置き、これからの津幡町を背負って立つ子供たちが学び育ち、郷土を愛する心を育み、安心して暮らしていける環境づくりに傾注してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○森山時夫議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 再質問をさせていただきます。

今、町長がおっしゃられたとおり、私も8年間議員をしてきて、たくさんの声を上げてきた。また、町長の取り組みの中でも、本当に将来、30年後、50年後を考えた政策の中で、子育てへの投資というのは、してきてくださっていると思っています。教育の予算にしてもGIGAスクール構想のこともいち早く、本当に取り組んでいただけた町だと思っていますし、本当に感謝をしていますが、今この人口減少は本当に日本全体で起こっている状況の中で、この町だけがというのは、かなり難しい状況であると思っています。しかし、流山市や明石市など、人口が増加している都市もある。これは子供を産み育てやすい環境があると、そういう感覚をその若い世代が持って結婚して、そして二人やったのを三人目を産んでみようとか、結婚というものを捉えたときに、やっぱりしっかりと、町長が先ほど言われた結婚支援をしていくなど、そういうところのきめ細かい政策を抜本的にやられているのだと思っています。そういう人口が増加している都市の取り組みは、地域は津幡町とは違いますけれども、いろいろ地域の条件もあると思いますが、そのような都市の取り組みについて、少し考えがあれば、お聞かせ願えればなと思っています。お願いします。



○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 かなり難しい質問かなと、具体的な話ではなくて、抽象的なことにもなってくるんだらうと思いますし。今、我々ができる範囲での子育て支援、それを今やっております、町として。それで、結果が出なければ、当然違うことを考えなきゃいかんのだらうという気はいたしますけども、ここしばらく、いま少しずつ人口がふえているという話も聞かされておりますので、定住、それから子育てを含めた形での、議員が抜本的なということを言われましたけれども、なかなか抜本的なものはないんじゃないかなという気はいたしますけども、また、知恵を出し合って、そしてまた、先進市、先進町と言いますか、そういったところを、またいろいろと調べさせていただきまして、研究をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○森山時夫議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 再質問はいたしません。

すごい難しい問題でもありますし、自治体が抱える、自治体の将来としても大変重要な課題であると思っています。財政をしっかりと子育てに充てていくことがいいのか、また先ほど言われるような、所得に応じなくてもさまざまな方が受けられるサービス、そして子供が豊かに育つという環境づくりがいいのか、またさまざまな先進事例もありますので、そういうものを参考にしながら、また国や県にもしっかりと声を上げていっていただければな思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、子どもの権利条例を制定せよということで、質問をさせていただきます。

この質問は、以前にもさせていただきました。同様の質問は、令和2年12月の議会でも質問しましたが、その後、全国の自治体でも条例が次々と制定をされています。国でもこどもまんなか社会の実現に向けて大きくかじを切りました。令和4年にこども基本法が国会で成立し、そして、令和5年にこども家庭庁が設置されます。今後、当町においてもこども施策のさらなる充実が期待されますが、やはり、この子ども施策を考える上で、子供の意見を聞き、子供の権利を尊重することこそが、私は重要だと思っております。こども家庭庁の名称についても、私は、当初の検討されていた、こども庁でよかったのではないかと感じています。今後、文部科学省や厚生労働省、内閣府などの政策もさらに連携をして、移行を期待していくものであります。

そこで、町として、子ども家庭総合支援室の業務の考え方においても、子供の権利を重要なことと捉えますが、条例制定に向けた考えをお伺いしたいと思います。今後、検討や調整を進めていく上で、子ども議会の実施を提案をしたいと思っております。

また、条例制定に向けた部課を横断した組織の会議を提案していきます。

そして、ただ条例を制定したとならないように、町民参加の町民サロンで、権利と責任を話し合い、協働する条例制定に向けた取り組みを提案したいと思います。大人の意識を変え、子供の権利を考えた社会にすべきだと思いますが、その点での取り組みもお伺いしたいと思います。

矢田町長、4点ぐらいになりますけども、よろしく願いいたします。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 子ども権利条例を制定せよとの御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、今ほど議員が言われましたとおり、令和2年12月会議において、子供の権利を守るため、子ども家庭総合支援室を中心に、妊娠期から子供の社会的自立に至るまでの間、必要な支援を包括的かつ継続的に行い、子供の権利擁護に努めること、子供の健やかな成長を支えるさまざまな施策を着実に進め、必要に応じて部署を横断した対応で子供を守り、支援していく方針であるとお答えいたしました。その後、2年が経過しましたが、同支援室の設置により包括的で一体的な対応がよりスムーズになったこと及び周知も進んだことで、相談件数は年々増加しており、相談内容は、育児や養育に関するだけでなく、不登校、発達障害、離婚、養育費、親子関係など多岐にわたります。担当者から、相談者は子供の対応に困っている保護者が多いが、本当に困っているのは子供自身なのだということを感じる人が多いと聞いております。

さて、1つ目の御質問、子ども権利条例制定に向けた考えといたしましては、まず制定に向けての前提として、子供を真ん中に置いた視点を社会全体で育むことからではないかと考えております。子供は社会の子を前提とし、まず親が一義的に養育義務を果たし、それを社会全体で支援するという意識が根付くことを目指したいと考えております。

次に、子ども議会の実施につきましては、平成11年8月に町子ども会連合会主催で子ども夢議会を開催、また平成27年10月に小学生国内派遣交流事業の報告会を、議会形式を取り入れ、いずれも議場で開催しております。今後においても、町議会の皆様を初め、教育委員会等と連携し、子供の参画を含め、子ども議会の実施を検討していきたいと考えております。

次に、部課を横断した組織づくりについてであります。現在、寄せられた相談への対応、支援につきましては、健康福祉部が中心となり、庁舎内の関係各課を横断した対応を既に行っており、今後もこの体制を維持するとともに円滑な連携を図ってまいります。

次に、町民が参画し、権利と責任を話し合い、協働する条例制定に向けた取り組みにつきましては、社会全体で子供を支えるという観点から、教育、保育、保健、医療、福祉などの施策やサービスの充実のみならず、住まい、就労、司法関係など多くの機関との協働、民間や地域との協働をさらに進めていくことと、子供の意思形成及び意思表示への支援が重要と考えております。

今後、子どもの権利条例につきましては、条例制定も視野に入れながら、これらの取り組みを進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○森山時夫議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 前向きに進めていただけるということで、しっかりと社会が、子供をしっかりと育てていく環境がつけられることに期待をしまして、次の質問に入らせていただきます。

最後の質問、3点目になります。

公民館を社会教育、そして福祉機能、地域防災機能の拠点となる場所にせよということで、質問をさせていただきます。

私は、青年期に多くのことを青年団活動を通じて公民館で学び、婦人会、現在は女性会ですね、老人会、現在はシニアクラブの方々と意見交換する機会があり、自己成長をさせていただきました。だからこそ、最後の質問は公民館のことにしたいと思っております。

社会教育団体で活動したことは、私の財産であり、あの時の経験は、まちづくりの社会運動家

としても、町議会議員としてもとても役に立っています。

だからこそ、社会教育はとても重要なことであり、公民館で行われている生涯学習活動や地域活動においても必要な考えだと思っています。また近年、社会教育士という資格は、今後の地域コミュニティにおいても課題の解決や地域を支える専門家としてさらなる活躍が期待をされます。

その地域コミュニティを考えたとき、高齢化が進む中、地域の支え合い福祉の中心となる活動、地域の社会福祉協議会の早期の立ち上げが期待されていると思っています。津幡町福祉計画に地域社協の立ち上げを計画しています。さらなる計画の促進が必要であるとも考えています。

また、近年の災害の状況から考えると、地域の防災拠点としての公民館、避難所としての公民館が必要になる機会が多くなってきています。

この状況を踏まえると、以前のような生涯教育だけではなく、公民館の機能は多岐にわたる現状となっていると思われます。公民館は、現在、教育部局の所管になっていますが、福祉部局、総務部局など、かかわる機会や多岐にわたる機能の活用を考えると、部課を横断した連携を図ることが大変重要だと思われます。

そこで質問です。

質問の第1点目は、部課の横断した連携について、町の考えをお聞きしたいと思います。

2点目は、現在の公民館長、そして社会教育主事の業務として、多岐にわたる機能を支える公民館主事のくらし安心ネットワークとの職員を、公民館の主事を2人体制にするなど、例えば、主事補で主事を支える役割にするなど、その今、分かれている担当を1つにしていくということも考えられるのではないかと、その必要性についても町の考えをお聞きします。

今後、公民館がさらに地域の課題の解決につながるような体制の強化を望みます。

矢田町長、答弁をよろしく願いいたします。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 公民館を社会教育、福祉機能、地域防災機能の拠点となる場所に下さいよと、そういった御質問にお答えいたします。

近年、本町の各地域において、地域の社会教育を担う従来からの公民館活動に加え、防災活動や子育て支援、高齢者支援等の福祉活動などを地域が積極的に担うなど、地域の役割が多様化しているところでございます。

平成28年度の総合教育会議では、地域活動の多様化に対応するため、公民館機能を含めた地域活動の所管を町長部局で包括的に担うことの検討の提案がなされております。

その後、令和元年度には萩野台地区社会福祉協議会が設立されるなど、ますます地域活動の重要性は高まってきております。

本町では、地域活動の多様化に対応する新たな地域活動推進の体制づくりを進めるため、令和3年1月に企画課に地域づくり推進係を新設し、新しい地域コミュニティの形について調査検討を指示いたしました。

そして、令和4年7月には総務・教育・福祉部門を横断した庁内組織であります、公民館のコミュニティセンター化検討準備委員会を立ち上げ、具体的な方向性についての検討案作成を行わせているところでございます。

その検討案を踏まえ、今後の公民館の位置づけや取り組み、運営方法も含め、どのような方法が地域活動の推進により適しているか、しっかりと議論を深め、地域住民にとって最良となるような結論を出していただきたいと考えております。

また、御質問の多様化する公民館業務におきましての公民館長、主事の役割や主事の配置体制などにつきましても、一連の検討の中で包括的に見直してまいりたいと考えております。

その際は、地域の皆様のお考えもいただくこととなります。御理解をお願いいたします。

最後に、森川議員におかれましては、来月の統一地方選挙では、新たなステージに挑戦されるようであります。厳しい戦いになると思われませんが、御検討をお祈りを申し上げます。また、議場の中には大勢の来月の選挙に出馬される方もおられます。皆さん方に、改めまして再びこの議場にお帰りになられて、いろいろと町政進展のための議論を戦わせていただきますように、心からお祈りをさせていただきます。私からの答弁といたします。ありがとうございました。

○森山時夫議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 町長から過分なお言葉をいただき、ありがとうございます。しっかりと頑張ったいと思います。

公民館で、私は若いころ、本当にいろいろな活動をさせていただく中で、本当に抛り所だったなと思うんです。若い方がもっと公民館に行ったりとかして、たくさんの方と話ができるような公民館を今後望んでいきたいと思ひますし、ぜひ町としても後押しをしていただければなと思ひまして、私、議席番号2番、森川 章の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○森山時夫議長 以上で、2番 森川 章議員の一般質問を終わります。

この際、議場内換気のため暫時休憩いたしまして、午後2時20分から一般質問を再開したいと思ひます。

〔休憩〕午後2時10分

〔再開〕午後2時20分

○森山時夫議長 ただいまの出席議員数は、15人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博です。

今回は、私のほうから4点について、質問をさせていただきます。

まず最初に、役所で「書かない」、「行かない」窓口の推進に向けた準備を進めよということで質問をいたします。役所でと書いてありますが、津幡町で言うと役場でということに置きかえられるかと思ひます。

北海道北見市では、本人同意のもと、職員が要件を聞きながら申請書を作成し、住民票などが取得できる、書かない窓口を設置しているそうであります。

その効果として、申請書記入の手間が省け、手続き時間の短縮にもつながり、書かない窓口は大変有効と考えられています。

また、埼玉県越谷市では、市の子ども福祉課やくらし安心課など6課が担当する62の書類を対象に、身分証明書を提示すれば、手書きせずに申請できる、書かない窓口を導入しているそうで

あります。一度入力した情報を6課で共有できるようになり、利用者が複数の書類に名前や住所などを何度も記入していた手間を省略できるようになって、省力化が進んでいるとのことであります。

また、福井県勝山市では、複数の申請書類への記載や申請時の来庁等による負担を軽減するため、マイナンバーカードを活用することによることで、記入の手間や待ち時間を削減できているそうです。また、コンビニ交付サービスやオンラインでの窓口も活用し、住民サービスの向上を図るそうであります。

以上の例などから、1番目といたしまして、「書かない」、「行かない」窓口の推進についての取り組みについて。

2番目といたしまして、令和2年6月議会の私の一般質問で、いつからスマホで行政手続きができるようになりますかとこの質問に対して、答弁では、令和2年10月からとの答弁でありましたが、現状ではどこまで進んでいるのでしょうか。

以上、この2点の質問について、矢田町長に答弁を求めます。

**○森山時夫議長** 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

**○矢田富郎町長** 道下議員の役所で「書かない」、「行かない」窓口に向けた準備を進めよとの御質問にお答えいたします。

まず、本町における現時点での、書かない窓口の対応といたしまして、死亡に関する一連の申請がございます。

従来、死亡の手続きの際は、最大で9課16系の窓口において、住所や氏名を何度も御記入いただいておりますが、令和3年5月からは1つの窓口で手続きを完了させる、ワンストップ窓口を設置しております。

このワンストップ窓口では、遺族同意のもと、職員が津幡町電子申請サービスに接続し、死亡に関する一連の申請手続きを代行させていただいております。

死亡届が提出されると、事前に各課担当職員が一定の範囲で申請書を作成し、御遺族が来庁された際に必要な情報をお聞きし、申請書を完成させる流れとなっております。

現在は、各課の職員が順に入れかわりながら申請書を作成しておりますが、今後は、ほかの先進実施市町を参考に関連様式を一本化し、さらなる受付時間の短縮を図ってまいります。

なお、国では令和7年度の自治体情報システム標準化に合わせ、これらと連携する新たな窓口受付システムを構築するとの情報もございます。データ連携が可能となることにより町民のさらなる利便性の向上と職員の負担軽減につながりますので、こちらの情報にも注視してまいります。

続きまして、行かない窓口とスマートフォンからの行政手続きに関する進捗具合につきましては、いずれも先にお話しさせていただきました、書かない窓口として機能する津幡町電子申請サービスに関連するものでございますので、あわせてお答えさせていただきます。

本町におきましては、1,136種類ある申請書のうち、現在までに、約257種類について電子申請が可能となっております。

この中で、津幡町電子申請サービスには、136種類の手続きを登録しており、町ホームページや公式LINEアカウントから接続することが可能であり、役場に来庁されずともパソコンやスマートフォンから24時間365日、申請手続きが可能となっております。

全ての様式が電子化されるまでには、もう少し時間がかかると思われませんが、本年度は職員研修に電子申請サービスを取り上げるなど、職員のスキルを高めていきたいと思っております。

様式を電子化することにより、パソコンやスマートフォンの操作が苦手な方には、役場窓口で職員が申請を代行することも可能となりますので、今後は全庁的な業務として各部署間の連絡を密にしながら、電子様式の数をふやしていく所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

○森山時夫議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

着々と進んでいるということで安心をいたしました。少しでも早めに完成と言いますかね、100%近くになっていければ、津幡の町民の皆様も手続きが随分と楽になっていくことと思っておりますので、また進めていただければというふうに思います。

それでは、2点目の質問へ移ります。

高齢者のスマホ活用のさらなる支援をということで、質問いたします。

人生100年時代を迎える今、総務省によりますと、約2,000万人の高齢者がスマートフォン（スマホ）を使えないとされています。

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、公明党は、高齢者や障害者などデジタルに不慣れな人に対して、スマホの基本操作や交流サイト（SNS）、インターネットの使い方、オンラインによる行政手続などを丁寧に教えるデジタル推進委員の全国配置拡大を推進しております。

本年1月末現在で、総務省より任命されたデジタル推進委員は、全国で2万3,000人を超えていますが、昨年12月に閣議決定いたしました総合戦略では、2027年までに推進員を約5万人に倍増する方針が示されております。

当町にあっては、既に高齢者を中心にスマホの講習会等が進められていると聞いておりますが、現状では、まだまだ多くの高齢者が取り残されているのが現況だと思います。

先月、英田地区くらし安心ネットワーク委員会でも高齢者の見守り、そして安否確認という話題の中で、こんな意見がありました。最近では、スマホの普及率がかなり高くなっており、高齢者一人一人がスマホを活用できるようになっていただければ、できれば、LINEやメールなどの活用ができるようになっていただければ、高齢者の安否確認作業も随分スムーズになるのではないかと意見がありました。

その席上、今後の委員会の活動の一環として、高齢者向けのスマートフォン（スマホ）活用の研修会の開催を提案しましたところ、皆さんに賛同をいただくことができました。

3月3日の新聞記事で、AIで予約制バスとの北國新聞の津幡町の記事で、予約制のデマンドバスをスタートさせる記事がありました。利用者が、乗車希望をスマートフォンを使って予約をできることが書いてありましたが、利用者の多くが予想される高齢者へのスマートフォンの活用支援が、さらに必要になってくるのではないのでしょうかと感じております。

地域の活用研修会を企画、開催した際には、できれば町のデジタル推進委員に応援いただければありがたいなとも考えておりますので、今後の町の支援をお願いをさせていただきます。

矢田町長に答弁をお願いいたします。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 高齢者のスマートフォン活用のさらなる支援をとの御質問にお答えいたします。

本町では今年度、移動通信事業者の協力のもと、公民館においてスマホ活用講習会を6回開催し、延べ100人の方に参加いただきました。

講習会では、インターネットでの情報検索や電子マネーの利用方法のほか、ZOOMアプリを使ったオンライン会議なども体験されたようでございます。

なお、一言でスマートフォンと申しましても、メーカーや機種、ソフトウェアのバージョンが異なると操作方法が異なりますので、同一の端末を20台程度借り受けました。普段使用する端末と異なるため戸惑いの声も若干あったようでございますが、時代の流れに乗りおくれまいと、最後まであきらめることなく前向きに受講されたようでございます。ただただ敬服するばかりで、我々も見習わなければならないと痛感いたしましたところでございます。

さて、今回の講習会におきましては、講師とサポーターへの謝礼、端末の借り受けも含め、町からの支出は一切求められておりません。それと言いますのも、国では令和3年度からデジタル活用支援推進事業を実施しており、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの各移動通信事業者に対しては、高齢者等のデジタル活用に対する不安を解消させるための補助金が交付されているからでございます。

地域における講習会の開催につきましては、町内及び近隣市町の携帯ショップにおいて相談を受け付けるほか、各ショップでは個人単位での受講も可能となっております。

令和4年度事業に関しましては、ことし2月26日をもって一旦締め切られましたが、来年度も引き続き実施されることと思われまます。

本町といたしましても、デジタル庁が掲げる、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化をスローガンに、さまざまな情報を収集しながら、町民の皆様を提供してまいりたいと存じます。

なお、講習会の開催に当たり町のデジタル推進委員に応援いただきたいとお話ございましたが、デジタル庁に問い合わせたところ、デジタル推進委員は、デジタル機器などに不慣れな方に対し、講習会等でデジタル機器の利用方法を教えるなどの取り組みを行う方ではございますが、あくまでも自主的な活動を行っていただくことを前提にしているため、紹介は行っていないとのことございました。また、デジタル推進委員は非公開となっていることから、どなたがデジタル推進委員の任命を受けているのか把握できないため、町として直接協力をお願いすることも難しいのではないかと考えております。

御理解をお願いいたします。

○森山時夫議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 デジタル推進委員がどなたかわからないということですので、なかなか連携を取るにも難しいということですので、どちらにしても町として、いろいろな形で御支援をいただければというふうに思います。高齢者の方がスマホを自由に活用できるような時代が来れば、確かに連絡が取りやすくなって、安否確認というのは進んでいくと思いますので、ぜひとも普及できるような形で、また御支援をお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

パートナーシップ宣誓制度について、質問をいたします。

ちょうど1年前の3月議会と同じ質問をいたしました。そのときの矢田町長の答弁要旨は、性的マイノリティーへの理解が進むよう啓発に努めるという内容なものでありました。

あれから1年が過ぎた今、岸田総理大臣周辺で、大きな話題となっており、関心が高まっているようにも思います。その話題の影響もあって、性的マイノリティーへの差別意識があってはならないとの考え方の大切さが国会でも議論されております。

そんな中で、私のほうから再度、今回パートナーシップ宣誓制度の導入を提案いたします。矢田町長から答弁をお願いしたいわけですが、先ほどの竹内議員の質問と重なっておりますので、私への答弁につきましては、詳細は省略していただきまして、一言でも結構ですので、お願いをしたいと思います。

矢田町長、お願いいたします。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 パートナーシップ宣誓制度導入についての御質問にお答えいたします。

先ほど、竹内議員の質問でお答えいたしましたとおり、現在は、さまざまな関係団体や自治体の普及・啓発活動により、性的マイノリティーへの理解が進み、認知度や機運が高まっていると感じております。

また、多様な人々が活躍し共存できる社会の実現に当たっては、性的マイノリティーへの理解促進や相談体制の整備はもとより、その方々が暮らしやすい環境づくりにも取り組んでいく必要もあると考えております。

そのことから、性的マイノリティーのカップルが互いをパートナーとして誓い合ったことを自治体が認め、証明するパートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティーの方々の生きづらさを解消し、暮らしやすさにつながるものであると考えております。そのため、本年9月を目途に本町におけるパートナーシップ宣誓制度の導入を目指したいと考えております。

本制度の導入を契機に、性的マイノリティーへの理解がさらに広まり、全ての人々が性別に関わりなく個性を持った一人の人間として自分らしく、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○森山時夫議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

性的マイノリティーの方たちについては、大変心強いお言葉かと思えます。9月に向けて進められるということで、おそらく喜んでいただけることと思えます。御報告をさせていただくことになるかと思えます。

それでは、最後の4番目の質問に移らせていただきます。

ボランティアポイント・健康ポイントの活用をということで、質問をいたします。

東京都稲城市では、65歳以上を対象に、介護施設などでボランティア活動を行った際にポイントが給付され、貯めたポイントに応じて介護保険料軽減のための交付金が個人に支給されることになっており、高齢者の社会参加を促し、介護予防を推進することで、介護給付費の抑制を目指すものであります。年間で、最大で5,000円となっているそうです。

東京都八王子市では、65歳以上の高齢者が、高齢施設や子ども食堂などにおいて、施設入居者の話し相手、外出の付き添い、配膳のお手伝いなど、1回1時間程度の活動を行うとスタンプを獲得できることになっているそうです。そのスタンプは、道の駅や人気のお店の商品券などに交換できるものであります。最大で、約8,000円だそうであります。



徳島県では、スマホアプリを使い、日常のウォーキング100歩ごとに1ポイントや健康イベントの参加など、個人の健康づくりに関する取り組みに対して、健康ポイントを付与する「テクとく」という名前で実施をしているそうであります。貯まったポイントは、店舗での特典や商品への応募に活用できるものであります。

2007年に導入されたボランティアポイント制度は、散歩補助や行事の手伝いといった介護ボランティアなどに参加するとポイントが貯まり、商品券などと交換できる仕組みで、参加者本人の介護予防や介護給付費増大の抑制につながるだけでなく、ポイント利用が地域活性化にもつながるとして実施する自治体がふえ、2020年度までに599市区町村に拡大しているとのことであります。

日本福祉大学がボランティアポイント制度の活用を検証したところ、調査した自治体では介護予防と地域活動の参加促進の両面で効果が確認されたそうであります。

また、22年度版高齢社会白書によりますと、社会活動に参加した人のほうが、参加していない人よりも生きがいを感じている割合が高いことがわかります。介護ボランティアへの参加には、生きがいづくりの意義もあることがわかります。以上のことから、当町にあってもボランティアポイント、健康ポイントのさらなる活用を提案いたします。

羽塚健康福祉部長に答弁を求めます。

○森山時夫議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 ボランティアポイント・健康ポイントの活用策をとの御質問にお答えいたします。

初めに、ボランティアポイントについてですが、本町では、平成27年度から介護支援ボランティアポイント事業を実施しています。地域貢献と自らの介護予防を目的とし、町内の介護保険施設や地域のいきいきサロンにおいて、ボランティア活動を行うと、その実績に応じてポイントが付与され、貯まったポイントはドレミファカードの満点カードと交換できるものです。

この取り組みは、介護予防事業に位置づけて実施しており、広く若い世代の方にもボランティア活動に関心を持ってもらうため、40歳以上の町民を対象に実施しています。

事業の実施については、町社会福祉協議会に委託しており、町ボランティアセンターを中心に事業展開を行うことで、本町におけるボランティアの養成や育成、そして啓発活動と連動した活動になっています。

ボランティア活動は、社会参加活動を通じた介護予防となり、生きがいづくりにつながるものです。

介護支援ボランティアの登録者数は、令和2年度は360人、令和3年度は275人、令和4年度は、令和5年2月末現在で256人となっています。

近年、感染症による感染拡大防止の観点から、介護保険施設がボランティアの受け入れを見合わせたり、地域における活動の制限が続き、ボランティア活動が減少しております。しかし最近では、地域活動が少しずつ再開されており、今後は登録者数が感染症流行前の状態に回復していくと考えております。

次に、健康ポイントにつきましては、本町では町民の健康増進への関心を高めることを目的に、平成30年度から健康ポイント事業を実施しております。特定健診、後期高齢者健診の受診者に対し、健康ポイントとしてドレミファポイント50ポイントを付与しています。

健康ポイントの交付実績は、令和2年度は892人、令和3年度は1,213人、令和4年度は1,441人となっています。

介護支援ボランティアポイント事業、健康ポイント事業を活用し、今後も町民が健康的な生活を継続できるよう事業のさらなる周知を図り、取り組みを推進していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○森山時夫議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

どちらにしても着実に進んでいるということで、安心をいたしました。今回、コロナが蔓延しているという状況の中でも、少しずつ皆さんが活躍をしていただいていることは、大変にありがたいことでございます。津幡町にあっても、さらにこの福祉関係で生きがいをもって働いていただける、活動していただける人が1人でも多くふえて、さらにその方が元気で、健康で過ごしていられるというのは最高だと思いますので、今後もまた進めていただければというふうに思います。

それでは、以上、私、13番、道下政博からの4点の質問を終わります。

○森山時夫議長 以上で、13番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、9番 酒井義光議員。

〔9番 酒井義光議員 登壇〕

○9番 酒井義光議員 9番、酒井でございます。

今回、3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、公立河北中央病院の今後のあり方について質問をいたします。

当病院は、平成4年に建設され、平成26年に一部改修されました。

しかし、当初から現在の場所に建設されたために、建物や駐車場、建物周辺にゆとりがなく、現在でも東側の第2駐車場や、玄関前の駐車場の東側の一部が借地となっています。

建物内部は、限られたスペースで、それなりに配置されていますが、使いがっのよい施設になっていないように見えます。診療科目は12科で、病床数は地域包括ケア病床14床含め、60床となっています。

職員数は正職員80人で、会計年度職員27人と合わせ107名となっています。患者数は、令和3年度で入院1万7,647人、外来者は3万9,027人で、病床利用率は76.1%、手術数は171件、内視鏡利用件数は2,008件となっています。

方針としては、地域の健康寿命社会を実現しますや、住民から親しまれ選ばれる病院を目指す。また、職員が誇りややりがいをもって働ける病院であり続けますなど、8点を掲げ運営されています。

町民からは天井が低い、場所により暗く壁面が汚い、暗いイメージで、職員がかわいそう、待合室がごちゃごちゃしている。自分たちも年々高齢化して病院へ行くこともふえるのでスムーズな対応をできるようにしてほしい。また、MRIなどもっと高度な機器を導入したらよいなど、

町民から思い思いの意見が寄せられています。

しかし、今の施設ではMRIなど入れるスペースもなく、機器の重量が重いため2階では床の強度が足りず、補強が必要となり1階にしか設置することができません。また、それを取り扱える技師や先生も必要となります。

多くの町民が病院へたくさん来てほしいと願うのも解釈の仕方ではまずいと思いますが、現状のままでは、町民の要望に応えられないと思います。現状の場所では狭く、建てかえ工事は難しく、郊外へ出るしかないと考えます。郊外で交通の便、面積等を見ますと限られた場所となりますが、工事中の星稜大学スポーツキャンパス周辺やあがた公園周辺など、何か所が候補地として挙げ検討が必要かと思いますが、いずれにしても、まとまった面積が必要であり、農振農用地を選ぶしかないかと思われます。その場合には、農振除外等で認可が出るまでには長い年月もかかるかと思いますが、河北中央病院の今後について、町長に答弁をお願いします。

○森山時夫議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 酒井議員の公立河北中央病院の今後のあり方についての御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今の病院は平成4年3月、現在管理棟として使われております旧病院横に新築し、この3月でちょうど31年経過したことになります。平成26年には、一部改修工事を行い、その際ベッド数を80床から60床に変更し、今に至っております。

令和元年9月には、厚生労働省から再編・統合を促す予定の公立・公的病院のリストが公表され、河北中央病院もその対象であると大々的に報道されました。しかしながら、私は令和元年12月会議で、閉院は考えず存続に向け継続して支援をしていきたい。さらに今後、津幡町においてもますます高齢化が進むと思われるが、誰もが健やかに生活できる安全安心なまちづくりには、現在の病院機能を維持していくことは必須条件であると答弁させていただきました。

新型コロナウイルス感染症に対しても、国や県の医療提供体制確保計画に最大限協力し、病床確保と、コロナ感染症患者へ医療の提供を行ってきております。また、発熱・帰国者・接触者外来を設置するなど、検査体制も確立し、ワクチン接種も行ってきていることから、津幡町において必要不可欠な医療機関であると考えております。

一方、病院の収支に関しましても、長年赤字続きでありましたが、経営改善に取り組んできたところ、令和元年度に黒字に転換し、その後も黒字で推移しております。今年度につきましても、コロナ関連の補助金収入はありますが、その補助金を差し引いても黒字となる見込みでございます。

さて、役場新庁舎及び河愛の里キンシュレーが既に完成し、多くの町民が望んでいる屋内温水プールもこの3月には完成します。IRいしかわ鉄道津幡駅東口整備事業や、津幡駅と俱利伽羅駅間の新駅設置、体験型観光交流公園など、まだまだ実行すべき案件は多いのですが、議員の御質問にある新病院の建設につきましても、これから実行すべき案件の一つに入れたいと思います。

建設場所につきましては、町民の皆様が利用しやすいよう、交通アクセスに優れていること、災害に強い土地であること、まちづくりに貢献できること、そして十分な面積の用地が確保できることなど、幾つかの条件を総合的に判断し、選定することになります。もちろん、議員が提案

されております、星稜大学スポーツキャンパス周辺やあがた公園周辺も、候補地の一つとなるであろうというふうに思います。

まずは、新病院に向けた基本構想、診療部門別計画、建設場所の選定、整備スケジュール、建設事業費や将来収支計画など、新河北中央病院の建設を進める上での、必要な事項については、（仮称）病院建設検討委員会などを立ち上げ、検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○森山時夫議長 酒井義光議員。

○9番 酒井義光議員 ありがとうございます。

私も含め、町民も年々高齢化し、離れた大病院へ行くのも行きづらくなっております。河北中央病院のさらなる充実を願っております。職員においても明るい職場で働きたいと思っています。早期取り組みをお願いいたします。

それでは、2点目に移ります。

電気料金高騰に対する対応はということで、質問いたします。

北陸電力は、世界的な資源価格の高騰に加え、ウクライナ紛争により燃料価格が急騰、また国内外の金利差を背景に円安も加速しているため、4月1日から自由料金メニューの電気料金を値上げすると発表しました。

この自由料金とは、2016年4月にスタートした家庭向けの電力小売り全面自由化により電力会社が独自に料金を決められる契約で、くつろぎナイト12、エルフナイト、低圧電力Ⅱほかとなっています。ただ、電力会社が購入する燃料価格を電気料金に転嫁できるため、電気料金は安定しないようです。

現在見込みで、標準家庭で約11%の値上げとなります。

県内の一般家庭で約半数を占めるオール電化住宅や工場や商業施設など法人契約者が対象で、低圧契約及び高圧・特別高圧の料金は23%余りの値上げとなります。

基本料金を据え置く一方で、季節ごとに変動していた料金体系を同一の単価に見直します。

もう一方の規制料金は、一般家庭及び小規模な工場・商店等の電気料金のうち、従量電灯や低圧電力等が対象で、定額電灯、公衆街路灯、低圧電力、農事用電力などがあります。値上げに国の許可が必要な規制料金プランについては、4月から平均45%余り値上げする申請を国に行っており、認められれば全ての料金が値上げすることになります。

2月25日の新聞に、電気料4月値上げ先送りととの掲載がありました。

値上げをしないのかと驚きましたが、これは岸田首相が上げ幅を圧縮するため厳格に審査するよう指示したため、政府が上げ幅の圧縮を検討するため許可をおくらすだけかと思えます。

町では、これまでLED化など節電の対策を行った後であり、さらに節電を強いられ、節電対策も難しいとは思いますが、再度検討していかなければならないのではないのでしょうか。

町民や施設利用者が暗い、仕事がしにくいなど苦情がない範囲で、公園の照明時間、ナイターの照明時間、庁舎の節電、施設利用料金の値上げなど、いま一度見直すべきかと思えます。

町としての電気料金高騰に向けた対応を、吉田総務部長にお伺いいたします。

○森山時夫議長 吉田総務部長。

〔吉田二郎総務部長 登壇〕

○吉田二郎総務部長 電気料金の高騰に対する対応はとの御質問にお答えいたします。

役場庁舎を初めとする町施設における節電対策ですが、以前から使用していない会議室、相談室等の空調や照明をこまめに消すこと、昼時間は事務室内の照明の一斉消灯を行うなど、職員一同節電の意識を常に持ちながら取り組んでおります。

特に電力使用量が多くなる7月から9月及び12月から3月については、庁舎施設管理業務を委託する事業者と連携し、階段室の一部の空調設備を停止するなど、稼働状況の見直しに努めております。

また、本年1月1日から3月31日の期間においては、来庁者の多い東棟1階及び西棟1階を除く全フロアにて空調設備の稼働時間を35分間短縮することで、さらなる節電対策に取り組んでいるところでございます。

役場庁舎の電灯LED化については、西棟及び福祉センターは全てLED化されており、東棟においては全ての照明の切りかえは完了してはおりませんが、器具が故障した際はその都度切りかえを行っております。

町防災計画に避難所等として位置づけている小中学校や公民館、文化会館の一部など、まだLED化されていない施設は、早期に高効率な照明に更新する必要があると考えています。

また、本町では津幡町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定中で、この中で2030年度までに重点的かつ早期に取り組む事業を「to 2030プロジェクト」と位置づけ、脱炭素化と地域課題の同時解決を目指すこととしております。

同プロジェクトでは、行政の率先行動として公共施設の省エネ化を加速することや、再生可能エネルギーを最大限導入することなどを定めることとしております。太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入など、安定的に独自の電力を確保することは、電気料金の軽減や二酸化炭素排出量削減につながり、行政が率先して推進していかなければならないと考えております。

御質問の公園の照明時間、ナイターの照明時間、施設利用料金等の見直しにつきましては、現時点では電気料金体系も流動的であり、もうしばらくはその動向を注視する必要があると考えております。はっきりした時点で適切に対応してまいりたいと考えております。引き続き、町民や利用者が不便と感じることがない節電対策を継続しながら、電気料金の抑制に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○森山時夫議長 酒井義光議員。

○9番 酒井義光議員 電気料金の節約については、町もかなり取り組んでいるなどわかりながら質問をする形になったんですが、河北潟沿岸のほうで高圧の動力を使っている、金沢の競馬場周辺の集落のところは3倍とかすごく上がって、高圧はもっと割高になるもんですごく上がって、賦課金に計算したら、賦課金が恐ろしいほど上がって、田んぼをやめる人も出てくるんじゃないかなというような話もあつたりしましたので、ちょっとこういう質問をさせていただきました。今後とも電気料金は不安定かと思いますが、まず安くなるということは期待できないと思いますので、さらに節約をお願いします。

それでは、3点目に移ります。

危険な樹木伐採をとということで、先ほど1番の初めに、八十嶋議員と一部重複することがありますが、問題点が少し違うかということで、質問をさせていただきます。

2月22日の新聞報道で、昨年12月の大雪時に奥能登で倒木による電線の切断や、集落の孤立が

起きたことを受け、県は道路や電線沿いの私有地で、3月から樹木の事前伐採を開始すると掲載がありました。

能登地区4カ所で試験的に実施し、倒木被害を未然に防ぐとのことです。

地権者の同意を得た後、市町や森林所有者らが森林管理協定を結び伐採を行う。その際は、市町が事業主体となり、国と県が費用の9割を補助するということです。

当町では、1月27日に小熊地区の集落内で、積雪により大きなケヤキの木が倒れ、電線3本にもたれかかった状態で町道をふさぎ、通行止めとなりました。

大きな樹木であり28日に大きな重機等を導入し、伐採して撤去され通行止めは解除されました。

幸いにも集落の反対側から数件の家に行くことができたため、孤立には至りませんでした。また電線も断線には至りませんでした。

それら樹木について、本来は地主が処分すべきですが、若い世代では、山間地から離れ、町で家を建て、どこに土地があるかわからない、境界もわからないなどの地主も多くなり、樹木の管理もされにくく、どれが危険な樹木なのかと判断も難しいこともあり、今後、各地区でもっと問題になるかと思えます。

また先日、七尾線の中津幡駅で電車の停車中、山のほうを見ますと大きな樹木が墓に覆いかぶさっているように見えました。駅にもかなり、線路のほうにも近い状態でしたけれども、いずれにしても個人の山であろうし、ちょっと奥のほうなので、クレーンは入れないし、さらに年月がたてばどうなるかなと思いつつ見つめていた折に、今回の国、県で補助をするとの報道があり、今回の質問となりました。

ただ、その樹木は危険等の対象となるかわかりませんが、樹木が倒れれば、駅のほうに倒れてくることとなりますが、町としてそこまで考える必要があるかわかりません。道路をふさぐや、電線に覆いかぶさる樹木があるなど、危険な場所があちこちにあるのでないでしょうか。これから、区長さんと連携し、早期対策を要望しますが、町としての取り組みをお聞きします。

山崎産業建設部長をお願いします。

○森山時夫議長 山崎産業建設部長。

〔山崎 勉産業建設部長 登壇〕

○山崎 勉産業建設部長 危険な樹木伐採をとの御質問にお答えします。

さきの八十嶋議員への答弁内容と一部重複する部分もありますが、御了承願います。

御質問にもありますとおり、昨年12月18日から続いた大雪により、奥能登を中心に県内各地で倒木による電線切断や道路封鎖が確認され、広い範囲で停電や集落の孤立が発生し、厳寒の中で多くの住民が不自由な生活を強いられました。一部報道によりますと、奥能登については、延べ約1万3,000戸で停電したとのことです。

これを受け、石川県では大雪による倒木が原因の電線切断や道路封鎖を未然に防ぐため、送配電線や道路などの重要インフラ施設周辺にある、倒木のおそれがある樹木の事前伐採を、令和5年3月から試験的に、奥能登の4市町で実施することになったと聞いております。

本来、樹木の管理については、その土地所有者の責務ではありますが、森林整備の課題と同じく、世代交代により、徐々に所在地や境界が不明瞭になってきたこと、また遠隔地に居住していることなどから、自発的かつ効率的に、樹木を管理すること自体が困難になりつつあります。そのような状況を踏まえ、国ではさまざまな補助制度を用意し、適切な樹木管理や森林整備を支援

しており、本町においてもそれらの補助制度を活用して、森林整備を推進しているところです。

今回のような大雪による倒木の影響は、広大な森林を擁する本町においても決して対岸の火事ではなく、町民にとっても大きな関心事であると捉えております。国土保全などさまざまな機能を持つ森林の整備も大切ですが、重要インフラの脅威となる危険樹木の事前伐採の取り組みも、住民の安全安心のためには、非常に重要な業務と考えております。

来年度以降に県内で想定される事前伐採事業については、奥能登の検証結果を含めて、運用や補助制度などの詳細について県からしっかり説明を受けた上で、インフラ管理者、林業事業者、区長などからも意見を聞きながら、本町での実施の適否を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○森山時夫議長 酒井義光議員。

○9番 酒井義光議員 所管の違う各課にまたがるいろんなケースがたくさんあったり、どの木が倒れそうなのか、危険なのかの判断とか、いろんなところでかなり難しい、また個人の地面ということなんで難しいかなと思いますが、また県の動きを見ながら、1割負担でできるという、これもちょっとした機会なんで、その辺も含めて検討を進めていていただきたいなと思います。

これで、私の3点の質問を終わります。

きょうは、どうもありがとうございました。

○森山時夫議長 以上で、9番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

#### <散 会>

○森山時夫議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました

本日は、これにて散会いたします。

午後3時16分

## 令和5年3月15日（水）

### ○出席議員（15名）

議長	森山時夫	副議長	八十嶋孝司
1番	小町実	2番	森川章
3番	竹内竜也	5番	西村稔
6番	荒井克	8番	角井外喜雄
9番	酒井義光	10番	塩谷道子
11番	多賀吉一	12番	向正則
13番	道下政博	14番	谷口正一
16番	河上孝夫		

### ○欠席議員（0名）

### ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	吉田二郎	総務課長	酒井英志
企画課長	細山英明	財政課長	杉田純也
町民生活部長	中村豊	生活環境課長	中嶋徹郎
健康福祉部長	羽塚誠一	福祉課長	長陽子
産業建設部長	山崎勉	都市建設課長	本多克則
会計管理者 兼会計課長	納口達也	消防長	松本聖史
消防本部 庶務課長	中川俊介	教育長	吉田克也
教育部長	吉岡洋	教育総務課長	山崎明人
河北中央病院事務長 兼事務課長	斎藤晶史		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山本幸雄	議会事務局主幹	山本慎太郎
総務課担当課長	田中圭	監理課係長	山本匡教
財政課主事	村田哲人	企画課主事	長谷川直人



### ○議事日程（第3号）

令和5年3月15日（水）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第3号 令和5年度津幡町一般会計予算から

議案第35号 町道路線の認定についてまで

承認第1号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

請願第1号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出を求める  
請願

陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

請願第7号（継続） 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出を求める請願

（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第1号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

（質疑・討論・採決）

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時30分

＜開 議＞

○森山時夫議長 本日の出席議員数は、15人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○森山時夫議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○森山時夫議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承願います。

＜諸般の報告＞

○森山時夫議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりであります。御了承願います。

＜議案等上程＞

○森山時夫議長 日程第2 議案第3号から議案第35号まで、承認第1号、請願第1号及び陳情第1号並びに令和4年津幡町議会12月会議で継続審査となっております請願第7号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○森山時夫議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

向 正則総務産業建設常任委員長。

〔向 正則総務産業建設常任委員長 登壇〕

○向 正則総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第20号 津幡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第21号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第23号 津幡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第24号 津幡町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、

議案第25号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について、

議案第26号 津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について、

以上、1件の条例の制定及び6件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第30号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、

議案第31号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、

議案第32号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、

議案第33号 筋谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、

議案第34号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、

以上、5件の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第35号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものです。

報告を終わります。

○森山時夫議長 竹内竜也文教生活福祉常任委員長。

〔竹内竜也文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○竹内竜也文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第27号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、

議案第28号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について、

議案第29号 津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、

以上、3件の条例等の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第1号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、さきの令和4年津幡町議会12月会議において継続審査となっております請願について報告をいたします。

請願第7号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○森山時夫議長 酒井義光予算決算常任委員長。

〔酒井義光予算決算常任委員長 登壇〕

○酒井義光予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第3号 令和5年度津幡町一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第4号 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計予算、  
議案第5号 令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算、  
議案第6号 令和5年度津幡町介護保険特別会計予算、  
議案第7号 令和5年度津幡町バス事業特別会計予算、  
議案第8号 令和5年度津幡町河合谷財産区特別会計予算、  
以上、5件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第9号 令和5年度津幡町病院事業会計予算、  
議案第10号 令和5年度津幡町簡易水道事業会計予算、  
議案第11号 令和5年度津幡町水道事業会計予算、  
議案第12号 令和5年度津幡町下水道事業会計予算、  
以上、4件の事業会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第13号 令和4年度津幡町一般会計補正予算（第11号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第14号 令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、  
議案第15号 令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、  
議案第16号 令和4年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）、  
議案第17号 令和4年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）、  
以上、4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第18号 令和4年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）、  
議案第19号 令和4年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）、  
以上、2件の事業会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第1号 専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第10号）については、全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○森山時夫議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○森山時夫議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

## <討 論>

○森山時夫議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

私は、議案第3号のうち、2款1項13目の自衛官募集事務費、6款1項3目の体験型観光交流公園費については、反対です。また、陳情第1号には賛成ですので、その理由を述べます。

まず、自衛官募集事務費についてです。

防衛省が公表した資料で、2021年度の自衛官の中途退職者が前年度比35%増加し、直近15年間で2番目に多い5,742人に達したことがわかりました。岸田政権は、戦争国家づくりの重要な柱として、人的基盤の強化を打ち出していますが、現場自衛官が任務激化の中で、深刻な矛盾にさらされている実態が浮き彫りになりました。防衛省は、中途退職の理由として、民間企業等への就職、進学、家庭の事情、性格不適を列举しています。

安保3文書に基づき、防衛省内で開かれた、防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会で配布された資料によれば、イラク、インド洋などに海外派兵が拡大した2007年度に中途退職者が5,952人に達した後、2013年度からおおむね4,000人前後で推移しています。2017年度から増加傾向が続き、2021年度に急増しました。重大なのは、現場の中核である曹や3尉以上の幹部の中途退職者が直近15年間で、最多になっていることです。中途退職者激増の背景として、任務激化に伴う心身の負担やハラスメントの横行が指摘されています。2021年度の防衛省、自衛隊内でのハラスメント相談件数は、2016年度に比べ約9倍に増加しています。

自衛官の人権弁護団・北海道の佐藤博文弁護士は、現職自衛官や家族からの退職に関わる相談がふえており、2022年度からはもっとふえるとの見通しを示しています。

佐藤氏の意見をもう少し聞いてみますと、私たちのもとには去年からことしにかけて、自衛隊員や家族から、退職したくても退職させてくれないという相談が多く寄せられるようになりました。その数は相談の半分以上になります。自衛隊の応募者数が減少する中、防衛省は、入隊年齢を26歳から32歳に引き上げる、再任用枠を30人から1,200人に引き上げるなど、なりふり構わずリクルートを進めてきました。さらに2020年には、パワハラやいじめに対する処罰を厳罰化しました。それでも退職者はふえ続け、それをとめるために退職を妨害するという新たなパワハラが発生している状況で、完全に悪循環に陥っています。男らしさが求められ、上司の命令が絶対の縦社会が軍隊です。それが女性へのセクハラや立場の弱い男性へのパワハラとなります。対等平等な人間関係ではありません。

日本と同様、戦後に再軍備したドイツでは、陸海空軍の軍事部門と並び人権擁護や精神ケアの担当が独立して設置されており、軍事オンブズマンという第三者機関もあります。旧日本軍の体質を引き継いだ自衛隊とは根本的に違っています。防衛省が有識者会議を重ねて人員確保を目指しても成功するとは思えません。自衛隊ができて約70年間抱え続けてきた矛盾が、安保3文書や台湾有事をきっかけにアメリカと一緒に戦争に向かう段階になって一気に噴出してきたのが今の状況です。だからこそ事態は深刻なのです。

以上が、佐藤氏の言い分です。

佐藤氏が述べておられたように、岸田政権が進める異次元の軍拡は、日本を戦場にしてしまいます。昨年末の徹子の部屋で、タモリさんがおっしゃった新しい戦前という言葉が、岸田政権を表していると思います。自衛隊の施設が地下に潜る計画が進められていますが、これは、日本が戦場になることを想定した計画にほかなりません。政府は、自分の国は自分で守ると言いますが、それはごまかしです。日本が攻撃されていないのに、米軍と自衛隊が融合し、一体となってアメリカの始める戦争に参戦する、これが敵基地攻撃の正体です。共産党の国会質問に対して政府は、日本が報復攻撃の被害を受ける可能性があると認めました。5年間で43兆円、世界第3位の軍事力を持つ国となれば、それだけで脅威となります。

このように異次元の軍事大国になれば、それを第一線で実行するのは自衛隊員です。大きな緊張を与えます。安保3文書に基づいて、専守防衛までかなぐり捨てれば、海外のどこに行ってもどこで死ぬかわかりません。自衛隊員の命はきちんと守りたいと思います。

戦争の心配のないアジアはどうしたらつくれるのでしょうか。東南アジア諸国連合（ASEAN）では、年間1,000回もの話し合いを通じて、戦争にしない外交努力を行っています。簡単ではありませんが、戦争の心配のないアジア実現にはこの道しかありません。日本が軍備を強める限り、自衛隊員の命は守れませんので、自衛官募集には反対します。

次に、6款1項3目の体験型観光交流公園に反対します。

体験型観光交流公園は、平成24年3月に基本構想がまとめられました。この構想に私は反対です。その理由は次の通りです。

まず、来場者の算定についてです。年間22万人、1日約600~700人も訪れるとは思えません。町の人に、体験型観光交流公園に来ますかとお聞きしたとき返ってくる答えは、一度は行くだらうけれど何度もは行かないだらうといます。消費税が上がり年金が減らされ景気が悪化すれば、来場者が減少するのは明らかです。

次に、工期についてです。工事は3期にわたって行われます。1期当たり5、6年かけ、1期が終わったら1年間検討の時間をとるとのことですから、全体では短くても17年はかかります。17年後まで体験型観光交流公園に責任は持てるのでしょうか。

第3に、用地の問題があります。体験型観光交流公園建設の予定地となっているのは、もともとゴルフ場が建設されるころでした。反対運動もあったのですが、業者が土地を買った後、その業者が倒産し、別の業者に転売されました。その土地を町の開発公社が1億円出して買いました。なぜこんな山を1億円も出して買うのかと問うと、将来企業誘致に使いたいからという返答でした。しかも、この企業は固定資産税を滞納していたから、6,000万円の滞納代として開発公社に入れ、結局4,000万円で買ったのです。滞納していたのならわざわざ買わなくても差し押さえでもできたのではないかと当時議会でも問題視されました。そういういわくつきの土地です。

第4に、事業主体についてです。倶利伽羅塾を事業主体にする計画ですが、倶利伽羅塾の合意は得られるのでしょうか。いかに客を呼ぶかと言うことが大きな問題で、常に目新しい企画を実施することが求められます。自分たちがやりたいと思い、始めた事業には力も入ると思いますが、施設をつくってもらって、事業を任せられ収益を上げることを義務づけられることはかなり負担感が大きくなるのではないのでしょうか。倶利伽羅塾が引き受けるに当たっての条件や要望などもきちんと受け止めているのでしょうか。

以上、見てきたように、体験型観光交流公園建設には疑問が幾つもあります。来るか来ないかわからない観光客任せの公園建設に税金を回すのはいかにももったいない。人口が減少し、私たちの暮らしが悪化することが懸念される時に、税金を何に使うべきかは明らかです。

暮らしをよくするためにこそ税金は使うべきです。今回の予算はアンズの育成やもみじの維持管理に使われるようで大きな金額ではありませんが、体験型観光交流公園の基本構想に反対しているのです、この予算には反対です。

最後に、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情に賛成の討論をします。

この陳情を読んで、その通りだと思います。

2017年12月7日、緑ヶ丘保育園に米軍ヘリのプラスチック部品落下。2017年12月13日、普天間第二小の運動場に米軍ヘリから重さ7.7キログラムの窓枠が落下。緑ヶ丘保育園の子供たちはお昼寝の時間を妨げられたり、おやつを食べながら耳をふさいだりということが日常になっています。もしこれが本土の小学校や保育園で起こっていたら、みんな黙ってはいないでしょう。普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園の上空を米軍の飛行機が飛ぶのを禁止することは当たり前のことです。

飛行機だけではなくありません。2022年、普天間第二小の敷地の一部から米国基準の29倍に達する有機フッ素化合物PFASが検出されました。PFASの健康被害についてはまだよくわかっていません。このような状況の中、小学校の敷地から高い数値でPFASが検出されたことを保護者は大変不満に思っています。これも当たり前のことです。普天間第二小の敷地の土壌調査を行い、汚染が特定された箇所については土壌を入れかえることは当然すべきことです。

日本国憲法が保障する平和的生存権に基づき普天間の子供たちを取り巻く空・水・土の安全を保障することは当然のことです。国がどんな判断をしようが、親として、地域の人間としてすべきことはちゃんとしてほしいと言うべきですし、そういった訴えを、私たちはきちんと受けとめるべきだと思います。よって、陳情第1号は、採択するべきだと思います。

これで、私からの討論を終わります

○森山時夫議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、2番、森川」と呼ぶ者あり〕

○森山時夫議長 2番 森川 章議員。

〔2番 森川 章議員 登壇〕

○2番 森川 章議員 議席番号2番、森川 章です。

私は、請願第7号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出を求める請願の反対の意見を述べさせていただきます。

まず、この請願の要望の社会的背景ですが、この請願に書かれている知的障害者の定義が問題ではなく、発達障害の判定が課題である社会背景だと思います

精神障害者保健福祉手帳の交付に伴いグレーゾーンと言われる、判断が難しい発達障害の判定が、自治体によって基準が異なる状況があると思われまます。

しかし、平成7年に定めた精神障害者保健福祉手帳の基準内に、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害と定義され、判定基準

に記載されています。厚生労働省のホームページでも確認することができます

また、請願にある知的障害者の定義ですが、手帳は療育手帳になります。その基準には、発達期であるおおむね18歳までにあらわれ、おおむねIQが70以下、日常の生活能力の程度、また、行動面、保健面で、それぞれの判定をするものとしています。知的障害者の法的定義はないものの、判定の基準は、現状では交付主体となる都道府県知事、そして指定都市の市長、児童相談所を設置する市長となっています。

さきに話しました請願にも書かれている自閉症は、基本的に精神障害の区分であり、発達障害の区分に含まれています。手帳も精神障害者保健福祉手帳になるものと思われませんが、判定の判断の中で、行われているものだと思います。

自治体によって、ボーダーラインの差が生じているのは、知的障害の基準が問題になっているのではなく、精神障害の症例がさまざまな障害によって、コミュニケーションなどの生活面での不都合や自閉的傾向の行動面を精神障害者保健福祉手帳の交付において、判定しにくい現状であるものだと思います。

よって、決して知的障害の定義によって手帳交付に課題があるわけではなく、現状の課題は、発達障害の障害区分の理解が問題であると思われま

す。しかし、なぜ、自治体によって判定が違う現状があるのかと考えるに、発達障害と知的障害を併存する場合がある判定のとき、療育手帳の対象にもなりますし、また精神障害者保健福祉手帳の対象にもなるものだと思います。

このことで判定が難しい場合はまた、個々の障害の程度によって判断に悩まれますが、生活面や情緒面、保健面での障壁が考えられる場合において、各種障害者手帳を交付すると思われま

す。基本的には障害を区分することは、個々の障害の程度やさまざまな面での障壁を考えるに、定義を決めることには慎重であるべきであり、よって、私はこの知的障がい者 知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出を求める請願については、反対であります。

議員各位の賛同をお願い申し上げまして、私の反対討論を終わります。

よろしく願いいたします。

○森山時夫議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

## <採 決>

○森山時夫議長 これより議案採決に入ります。

議案第3号 令和5年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13人 不起立者1人〕

○森山時夫議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計予算から議案第35号 町道路線の



認定についてまでを一括して採決をします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山時夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第35号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号 専決処分の報告についてを採決をします。

委員長の報告は、承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山時夫議長 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認されました。

次に、請願第1号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者0人〕

○森山時夫議長 起立全員であります。

よって、請願第1号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者10人〕

○森山時夫議長 起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、さきの令和4年津幡町議会12月会議において継続審査となっております請願第7号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第7号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 1 人 不起立者 13 人〕

○森山時夫議長 起立少数であります。

よって、請願第 7 号は、不採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後 2 時 06 分

〔再開〕 午後 2 時 07 分

○森山時夫議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第 1 号の採択に伴い、議会議案第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山時夫議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### <議会議案上程>

○森山時夫議長 追加日程第 1 八十嶋孝司議員ほか 2 名提出の議会議案第 1 号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書を議題といたします。

#### <提案理由・質疑・討論の省略>

○森山時夫議長 お諮りいたします。

議会議案第 1 号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山時夫議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第 1 号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

#### <採 決>

○森山時夫議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第 1 号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり採決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 14 人 不起立者 0 人〕

○森山時夫議長 起立全員であります。

よって、議会議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

以上、本3月会議で可決されました議会議案第1号の意見書の提出先及び処理方法につきましては、議長に御一任願います。

**<閉議・散会>**

○森山時夫議長 以上をもって、本3月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

よって、令和5年津幡町議会3月会議を散会いたします。

午後2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 森山 時夫

署名議員 小町 実

署名議員 河上 孝夫

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査付託表	3
1. 委員会審査結果表	6

令和5年津幡町議会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項	答弁者
1	4番 八十嶋孝司	1 水道管破裂、漏水した利用者の減免措置の拡大と啓発について	町 長
		2 歩道に支障を来す樹木の伐採について	産業建設部長
		3 マイナ保険証の普及、利用について	町民生活部長
2	1番 小町 実	1 LINE情報の機能向上を	総 務 部 長
		2 課題は空き家調査と事前止水	産業建設部長
		3 空き家、空き店舗の活用を	町 長
3	10番 塩谷 道子	1 介護保険について	福 祉 課 長
		2 中学生の給食費を無償に	町 長
		3 75歳以上の方にタクシー券を	健康福祉部長
4	3番 竹内 竜也	1 自治会・町内会の持続可能性について	総 務 部 長
		2 ダイバーシティ・アンド・インクルージョンについて	町 長
		3 こどものウェルビーイングと子育てへの支援、そして給食のあり方について	町 長
5	5番 西村 稔	1 体験型観光交流公園について	産業建設部長
		2 体験型観光交流公園の完成に対して	町 長
6	2番 森川 章	1 次世代への投資について	町 長
		2 子ども権利条例を制定せよ	町 長
		3 公民館を社会教育、福祉機能、地域防災機能の拠点となる場所にせよ	町 長
7	13番 道下 政博	1 役所で「書かない」、「行かない」窓口に向けた準備を進めよ	町 長
		2 高齢者のスマートフォン（スマホ）活用のさらなる支援を	町 長
		3 パートナーシップ宣誓制度導入は	町 長
		4 ボランティアポイント・健康ポイントの活用策を	健康福祉部長
8	9番 酒井 義光	1 公立河北中央病院の今後のあり方について	町 長
		2 電気料金高騰に対する対応は	総 務 部 長
		3 危険な樹木伐採を	産業建設部長

津幡町議会議長 森 山 時 夫 様

提出者 津幡町議会議員 八十嶋 孝 司  
賛成者 津幡町議会議員 小 町 実  
同 津幡町議会議員 森 川 章

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族を初め周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって、政府におかれては、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取り組みをされるよう強く要望する。

記

- 1 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が、適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
- 2 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 3 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 4 認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする、知識や情報を提供する体制を整備すること。
- 5 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、（仮称）認知症基本法を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年津幡町議会3月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第3号	令和5年度津幡町一般会計予算
議案第4号	令和5年度津幡町国民健康保険特別会計予算
議案第5号	令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号	令和5年度津幡町介護保険特別会計予算
議案第7号	令和5年度津幡町バス事業特別会計予算
議案第8号	令和5年度津幡町河合谷財産区特別会計予算
議案第9号	令和5年度津幡町病院事業会計予算
議案第10号	令和5年度津幡町簡易水道事業会計予算
議案第11号	令和5年度津幡町水道事業会計予算
議案第12号	令和5年度津幡町下水道事業会計予算
議案第13号	令和4年度津幡町一般会計補正予算（第11号）
議案第14号	令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第15号	令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第16号	令和4年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第17号	令和4年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第18号	令和4年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）
議案第19号	令和4年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）
承認第1号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第10号）



令和5年津幡町議会3月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第20号	津幡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第23号	津幡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
議案第24号	津幡町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
議案第25号	津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について
議案第26号	津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について
議案第30号	牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第31号	下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第32号	種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第33号	筋谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第34号	朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第35号	町道路線の認定について
陳情第1号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

令和5年津幡町議会3月会議  
常任委員会議案審査付託表  
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第27号	津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第28号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について
議案第29号	津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
請願第1号	認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出を求める請願

令和5年津幡町議会3月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第3号	令和5年度津幡町一般会計予算	原案可決
議案第4号	令和5年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第5号	令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第6号	令和5年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第7号	令和5年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第8号	令和5年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第9号	令和5年度津幡町病院事業会計予算	〃
議案第10号	令和5年度津幡町簡易水道事業会計予算	〃
議案第11号	令和5年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第12号	令和5年度津幡町下水道事業会計予算	〃
議案第13号	令和4年度津幡町一般会計補正予算（第11号）	〃
議案第14号	令和4年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
議案第15号	令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第16号	令和4年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第17号	令和4年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第18号	令和4年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第19号	令和4年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）	〃
承認第1号	専決処分の報告について（令和4年度津幡町一般会計補正予算（第10号）	承 認

令和5年津幡町議会3月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第20号	津幡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第21号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第23号	津幡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第24号	津幡町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について	〃
議案第25号	津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について	〃
議案第26号	津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第30号	牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃
議案第31号	下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃
議案第32号	種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃
議案第33号	筋谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃
議案第34号	朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃
議案第35号	町道路線の認定について	〃
陳情第1号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	不採択

令和5年津幡町議会3月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第27号	津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第28号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第29号	津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	〃
請願第1号	認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第7号 (継続)	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出を求める請願	不 採 択